

平成19年度 第1回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成19年8月6日(月)

13:00~16:30

場 所 本庁舎3階 特別会議室

1. 開 会

事務局(赤羽主任専門指導員)

時間もまいりましたので、ただいまより平成19年度第1回長野県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。私は本日の進行の方を務めさせていただきます、技術管理室の赤羽敏雄と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第により進めさせていただきますと思います。はじめに、長野県公共事業再評価委員会の委員長であります腰原副知事よりごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

腰原副知事

どうも大変お暑い中、ご苦勞様でございます。平成19年度長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、一言申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。また本年度ご多忙の中、新たに評価監視委員をお引き受けいただきました委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。また昨年度にご就任をいただきました委員の皆様には、引き続きご審議いただきますよう、よろしくお願申し上げます。

さて公共事業再評価につきましては、事業の効率的な執行、そしてその実施過程の透明性を確保するために、一定期間を経過した事業について評価を行う制度でございまして、本県では平成10年度より実施をいたし、本年度でちょうど10年目を迎えております。これまでの10年間では、土木部が所管いたします

事業を始めとする300カ所を超える事業につきまして再評価を実施いたし、事業の見直しをいたしてまいりました。本県は引き続き厳しい財政状況にございますが、明るく活力ある長野県づくりを進めるため、県民にとって真に必要な社会資本を効果的、効率的に整備していくことといたしております。

本日は再評価対象事業4カ所について、県が作成いたしました再評価案のご審議をお願いするものであります。委員の皆様のご意見をいただきながら、県の対応方針を決定し、県民の皆様や市町村等へ説明責任を果たしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきたいと存じます。大変ご苦労様でございます。

事務局（赤羽主任専門指導員）

続きまして、長野県評価監視委員会、委員長の福田様よりごあいさつをお願いいたします。

福田委員長

委員長の福田でございます。暑いところ、皆さん、どうもご苦労様でございます。今日は第1回目の委員会ということで開かれるわけですが、委員が任期半ばで辞めたり、7人が新しく加えられたりとか、3月の18年度委員会からこの8月までにかかなり混乱したことがありました。その件につきましては、私も委員長としておわびを申し上げたいと思います。皆様も言い足りないとかがございますら、忌憚ないご発言、今年は審議するのは4件ですけれども、それに関係ないことでも、委員会の進め方としてご意見がある場合は言ってください。

一つ、補足なんですけれども、委員がかわられたこともあり、始まる前に資料-6を見て下さい。昨年は10件の審議があったわけですが、「進捗率であと残り5%です。これ進めなければいけません」という条件で審議しても何の意味があるだろうかというような、突っ込んだ議論をいたしました。そして公共事業評価監視の役割に関してということで、今までの評価手法の限界があるのではないかというような、こういうところまで踏み込んでまとめています。

新しく入られた委員様につきましては、単なる事業のことではなくて、こういった委員会のあり方についても話し合ったんだなということでご理解いただきたいと思います。

そんな意味で、今までですと事業の技術論ですとか、必要論に陥ってこの事業を進めるべきということはあったんですけども、そうでなくて例えば生活とか文化とか、今後、地方分権という中で何を考えて、この事業は地域においてどういう意味を持つのか。一つの道路にしても交通量だけではないわけです。そういった意味で、いろいろなお立場からご参加いただいたことで、さらにいい審議ができると思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局（赤羽主任専門指導員）

新しい委員の方もいらっしゃいますので、前段は、私の方で、進行させていただきます。

本日の欠席の委員でございますけれども、青山委員、梶山委員でございます。内山委員はもうお見えになったので、これで全員、本日の委員はそろったということでございます。

それでは新しい委員の方のご紹介を事務局よりいたします。

3. 委員紹介

事務局（手塚技術管理室長）

それでは次第の次に、委員の名簿がございますので、それをごらんいただきたいと思います。

委員につきましては、先日、委員の皆様には委員名簿、要綱を送付させていただいておりますが、今、お話もありました数名の委員の辞任もあり、また各分野の専門家を補強しまして、委員会の機能強化を図るために、今回新たに7名の方に委員をお願いいたしました。それではその新しい委員の方をご紹介します。

名簿の備考欄に新任と書いてある委員の皆様でございます。まず信州大学教

育学部教授の石澤孝委員さんです。松本大学総合経営学部准教授の清水聡子委員です。信州大学工学部准教授の高木直樹委員です。信州大学農学部教授の平松晋也委員です。長野工業高等専門学校教授の松岡保正委員です。須坂市長の三木正夫委員です。長野工業高等専門学校教授の柳澤吉保委員です。

それから委員名簿の岡本雅美様でございますが。役職等が、この3月で日本大学を退職されたということで、元日本大学の生物資源科学部教授という役職でお願いしたいと思えます。

岡本委員

3年前に、生物資源科学部を定年退職いたしまして、その後、法科大学院の方の環境法担当の非常勤講師を3年間やりました。それがこの3月で終わりましたので、今の肩書きとしては、元日本大学生物資源科学部教授の方に戻ります。

事務局（手塚技術管理室長）

そうということでよろしくお願ひいたします。

事務局（赤羽主任専門指導員）

それでは議事に入らせていただきたいと思えます。本日の議事につきましては、本年度の再評価のスケジュールなどについてご説明をしたあと、案件の審議と現地調査についてでございます。また浅川ダムにつきまして、議事のあとにご説明させていただき、会議の終了時間、おおむね4時半を予定しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

では議事の進行を福田委員長にお願ひいたします。

4. 議 事

- (1) 平成19年度長野県公共事業再評価について
- (2) 再評価事業の審議について
- (3) 現地調査の実施について

福田委員長

では次第に従いまして進めることになるんですが。議事録署名委員と言いまして、全部議事録が仕上がったときにチェックいただく委員さんを2名選びたいと思います。いつも名簿の前からやっていたんですが、委員の皆様、大幅に変わりましたので、順番から行くと石澤孝委員様と、あと岡本委員様に署名委員をお願いいたします。それと委員長代理としまして、私が例えば不在になったときとかは中村副委員長様ということで、昨年に引き続いてよろしく願いいたします。

それですと、このA4の資料について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局(手塚技術管理室長)

それでは最初に事務局の方から、平成19年度長野県公共事業再評価についてということで、資料-1をお願いしたいと思います。

公共事業再評価の目的ですが、ここに記載のとおり、事業着手から一定期間が経過した国庫補助事業及び県単独事業について再評価を実施し、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的としております。

対象事業といたしましては、生活環境部、農政部、林務部、土木部、住宅部及び企業局の所管する公共事業となっております。

再評価を実施する事業でございますが、事業採択後5年間を経過した後も未着工の事業。2つ目としまして、事業採択後、10年間が経過しても継続している事業。3つ目としまして、事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業。4つ目としまして、再評価実施後、さらに5年間が経過して継続している事業。これは再々評価となります。5番目としまして、その他必要と認める事業。これは社会状況の急激な変化等により、再評価を実施する必要がある事業でございます。

公共事業評価監視委員会でございますが、再評価を行うに当たり、学識経験者等の第三者から構成される長野県公共事業評価監視委員会を設置し、意見を

聴くものとしております。評価監視委員会は、審査対象事業の再評価案について審議を行い、改善すべき点等があると認めたときは、知事に対して意見の具申を行い、県はこれを最大限尊重するということになっております。

評価の視点でございますが、(1)から(11)まででございます。事業の進捗状況、社会経済情勢等の変化、費用対効果、コスト縮減や代替案立案等の可能性、その他、記載のとおりでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思っております。再評価組織図及び実施フローでございますが、各事業課で対象事業の見直しを行いまして、各部局の公共事業再評価委員会で再評価素案を作成いたします。それを長野県公共事業再評価委員会で検討いたしまして、再評価案を作成いたします。それにつきまして、長野県公共事業評価監視委員会へ意見を求めます。評価監視委員会で審議をいただき、意見具申をいただきまして、最終的には部長会議で、県の対応方針を決定するという流れになります。

平成19年度公共事業再評価のスケジュール(案)でございますが。本日8月6日、第1回の委員会ということで、再評価案の概要説明、審議をお願いしております。続きまして、来月、9月には現地調査を予定しております。場所の関係上、2コースに分けて実施したいということで考えておりまして、詳細はまた後ほどご説明いたします。第2回以降の評価監視委員会を10月から11月について開催していただきまして、再評価案の審議、意見とりまとめをお願いしたいと考えております。

平成19年度公共事業再評価対象事業でございますが、この表に記載のとおり、街路事業1カ所、道路改築事業2カ所、県営住宅建替事業が1カ所、計4カ所で行いまして、再評価の理由は、いずれも事業採択後10年間を経過した時点で、継続中の事業ということでございます。

3ページ目には、今回お願いする4カ所の位置を示しております。

4ページはちょっと省略いたしまして、5ページをお願いいたします。

平成19年度公共事業再評価(県案)の総括表で行いまして、まず街路事業の丹波島村山線の若里でございますが。これは県の再評価案といたしましては、「見直して継続」でございます。道路事業の一般国道152号和田バイパスにつきまして、「見直して継続」でございます。主要地方道長野上田線塩崎バイパスに

つきましては、「継続」という再評価案でございます。県営住宅建替事業の別所団地につきましては、「中止」という県の再評価案でございます。以上4カ所でございますが、よろしく申し上げます。

福田委員長

それでは、10年を経過してという理由で、このような形で4つ選ばれたということですが、4カ所、再評価案ということで、事務局の方で用意いただいているので、これの説明を受けて、それで果たしてこの事業をどういう形で再評価するか、続けていく、中止というところもありましたけれども、こういった案でいいかどうかというのを審議をしていくということになります。

一つ申し上げておきたいのが、今日このA3の資料を事務局に説明いただいても、やっぱり現場を見なかったりとか、あとこの資料を見ただけでも、ほとんど理解が50%ぐらいしかできないというか。現状が見えていないということ、進捗がもうほとんど進んでいて、あとコストをいろいろ切り詰めたりはされていて、そういう中で、何を審議するんだろうというようなものだとか、いろいろございます。それをこの技術論とかに陥らないように、この道路というものを地域にどう位置づけて考えていくかという、ご専門の立場から、すごく広い視点で見ていただければと思います。

それでは事務局申し上げます。

田口委員

ちょっとすみません、その前に。前回の委員会的时候に、内山さんが浅川の問題も評価すべきだという意見を出したんですけれども。それで、実はあのときの1月30日の委員会の部長答弁では、国に認可申請する、いわゆる国に書類を持っていく前段階において・・・

福田委員長

浅川については、この次第にもありますように、一番最後にやります。だから先にこちらをやらせてください。

田口委員

やりますか、ではそれでいいです。

福田委員長

まずこの再評価事業案ということで、事務局で用意いただいたもので説明いただくことになり、4事業ですけれども、では説明の方をお願いします。

柳沢都市計画課長

土木部都市計画課長の柳沢広文と申します。都市計画の案件1件についてご説明をさせていただきます。

それでは説明をさせていただきます。お手元の資料とスクリーンをごらんいただきながらお聞きいただければというふうに思います。事業採択後10年が経過した時点での継続中の事業ということに該当しますので、説明をいたします。

街路事業の都市計画道路、丹波島村山線、長野市若里でございます。資料1-2の左下の図面、スクリーンの図面ですけれども、ごらんいただきながらいたします。当該事業箇所は長野駅から南へ1.5キロほどの位置にあります。丹波島村山線は、長野都市圏総合交通計画によりまして、長野市の中心市街地の中環状道路に位置づけられておりまして、当該区間は国道117号と国道18号を結びます環状の南側を受け持つ道路の一部に該当しております。黒い台形型の形になっているのが、その中環状道路に当たります。沿道には、県の社会福祉センター、日赤長野病院、信州大学の工学部、ビックハット等、福祉、医療及び教育等の各施設が立地している道路でございます。

現況交通量といたしましては、平成17年交通センサスによりまして、24時間で19,368台。将来交通量といたしましては、平成37年を予測しているのでございますけれども、25,000台あまりを予測しているところでございます。この道路の左側に、これちょっと図面からはずれてしまうんですけども、裾花小学校がございまして、通学路にもなっております。朝夕を中心に歩行者及び自転車の交通も多い道路でございまして、歩行者は12時間で467人、自転車は1,105台が観測されているところでございます。

歴史的背景及び事業化の経緯についてご説明をさせていただきます。当該丹

波島村山線は、冬季オリンピックの関連道路といたしまして、第1期分、国道18号の上千田の交差点から日赤病院の交差点のところまででございますけれども、この1,100メートル間は道路事業によりまして、平成9年12月に完成、供用をいたしております。工事をしております当該区間は、2期工事といたしまして、街路事業によりまして、平成10年度に新規事業化をいたしました。

全体の事業の進捗状況でございますが、計画延長といたしましては、491メートル、計画幅員は、車道が4車線ございまして、両側に植樹帯と歩道を整備する計画で全幅は30メートルございます。総事業費は43億円で、来年度以降の事業費が6億4,500万円残っております。事業進捗率は85%になります。また用地進捗率は97%でございます、平成21年度の完成を予定しているところでございます。

費用対効果でございますが、市街地交通の渋滞緩和、車道4車線化及び歩道の拡幅による安全で円滑な交通の確保を目指しておりまして、電線類の地中化による良好な都市環境の創出を事業効果として考えております。費用対効果といたしまして、1.6を算出しているところでございます。

資料1 - 3の写真についてご説明をさせていただきます。まず の写真でございますが、日赤前の交差点に横断歩道橋がございますけれども、この上から西側の荒木の交差点、117号線の方角を見たものでございます。西側への車道が2車線ございますが、東側へは1車線となっております、手前側がその完成した部分が見えている写真でございます。次に写真の について説明させていただきますが、これは同じ地点、横断歩道橋の上から東側の上千田の交差点方角を見たものでございます。ゆったりとしたレベルの高い整備が実現しているところでございます。次に の写真でございますが、現道の歩道の状況を示したものでございまして。朝夕はごらんのとおり、裾花小学校への通学路となっていることなどから、歩道の幅員も狭い中、大勢の生徒等の利用がございます。次に の写真でございますけれども、これは工事中ではありますが、歩道が完成している部分の状況を示したものでございます。

次に環境に対する配慮でございますが、ページ1 - 2の下の横断図を使っての説明でございます。植樹帯を設置することによりまして、都市内の環境の改善を図り、電線類をまた地中化することによりまして、良好な都市空間の創出

を図る計画としております。歩道部分のインターロックのデザインにつきましては、住民と協議をいたす中で、沿道の景観に配慮した配色としております。また透水性のインターロッキングを使用しております、雨水を道路に浸透させることによりまして、降雨時においても快適に歩ける歩道整備を行っております。

次に災害（人命）に対する評価についてご説明をさせていただきます。表記はページ1 - 1の左下の方からの部分でございますが、当該区間では、平成8年から平成16年に34件の人身事故が発生しております。本事業によりまして、車道4車線化すること、また上下線を分離すること、交差点の改良を行うこと、歩道空間の整備を行うことによりまして、自動車、歩行者、両者にとりまして、安全の向上が図られるものと考えております。

見直し案について、次に説明をさせていただきます。資料は1 - 4をごらんいただきたいと思っております。当該区間における電線共同溝につきましては、上り線、下り線とも一条一管方式という方法を採用しております。未施工区間であります北側につきましては、コスト縮減及び施工性を向上させるために、共用F A（フリーアクセス）活用方式に変更しようというふうに考えております。この共用F A方式と申しますのは、近年になって工法が開発され、汎用性が認められるようになったものでございます。沿道への引き込みが必要な電線類と、引き込みを必要としない電線類を分けてございまして、引き込みを必要としない通信幹線ケーブルをボディ管という、右下側の方にある太い管の方にまとめて収容しまして、引き込みを必要とするものにつきましては、共用フリーアクセス管と呼んでいる上側の管に収容いたしまして、ここの部分から引き込みをするというふうな工法に変わっております。従来1条を1つの管に入れていくというものを、こういうふうに変えるということでございます。これによりまして、1,300万円のコスト縮減が図られます。

また1期工区、国道18号上千田の交差点から病院の駐車場までにおいては、歩車道を分離するブロックに自然石を使用してございましたけれども、これから施工する区間につきましては、周辺の土地利用の状況等を勘案する中で、標準ブロック、つまりコンクリートでできているんですけども、標準ブロックに変更いたしました。これによりまして、1,900万円のコストが図られるものと

考えております。以上、電線共同溝の構造変更と歩車道境界のそのブロックの材料を見直すことによりまして、あわせて3,200万円のコスト縮減が図られます。

ページ1 - 1の結論的なことになりませうけれども、長野県公共事業再評価委員会の意見でございますが、電線共同溝の構造変更及び歩車道境界ブロックの材料を見直すことにより、コスト縮減を図り、事業を継続とするをいたしまして、「見直して継続」が県の再評価案となっております。説明は以上でございます。

福田委員長

まず1本目の道路ですけれども。この1 - 1にありますように、県の内部としては、コスト縮減を図った上で「見直して継続」ということになっております。今の説明についてご意見とか、追加の質問とか、何かございましたら。

岡本委員

ちょっと誘導的質問なんですけれども。私も土木屋の端くれなんですけど、道路は専門ではないもので。多分、各委員の方々、私以上に道路には必ずしもなじみでない方が多いと思うので、まず3点ほどあります。1つは、大体事業年度が、採択から12年、15年、12年というふうに、本県の、今日挙がっているのはその10年以上の当初から計画になっておると。これは道路に関する公共事業では一般的なことなんでしょうか。つまり一般の、普通の市民の常識からすれば、たかが491メートルをやるのに何で10年かかるのか、というのがまず出ようと思います。ですから、まずこのように10年以上にわたるような事業年度を当初から想定されるのが一般的なことなのかどうか。またそういうことになる理由は何なのかということをお説していただきたい。

それから、進捗率が、あとで出てくるとあわせると、今回若里が85%、最後の塩崎が98%、和田バイパスは43%というようなことで、少なくとも2つはもう80%をはるかに超えていて、福田委員長がおっしゃるように、いまさら再評価をやる意味がないわけではないんですけど、たとえば43億円のところで1,000何百万円儉約するかというような話が延々ここで出てくるわけですが。そのあたりの、10年以上たったら再見直ししようというのが、今のよう状況

の変化も激しいとき、当初から10年以上の事業年度をとってやるというような事業方式そのものに問題があるのではないかということ。これはお答えいただくことではなくて、そういう点があるので、まずその点を。

それから費用なんです、当初43億円なら43億円という予算を組まれているわけですが。その後いろいろな意味での物価上昇等々で、それは変えることが10年以上、事業費が据え置けるといのは、私は専門は土地改良ですけれども、あり得ないので。10年もたつと必ず10%以上費用増があつて、計画変更でまた同意を取り直しなんていうのが、私の直接関与する分野では普通なんです。これが道路では、当初の予算43億円というのを保持したままでやれるのかどうかという点が第2点。

第3点は、進捗率が例えば85%、今、かかっているやつは用地でも97%までいっていると。塩崎でも98%の進捗率は、96%の用地手当が終わっているのに対して、和田バイパスのところでは43%の進捗率で、用地もまだ53%しかやっておりますと言うんですが。これは結局、進捗の度合いに合わせて用地買収を進めるからそうなるのか。あるいはよくダム等で極端にやられますけれども、用地買収が非常に遅れるために結果的に事業が遅れる、進捗率が遅れるというケースが公共事業では非常に多いんですけれども。そのあたりは、今日挙がっていますような道路、あるいは一般的に道路事業においてはどうなのか、以上。

柳沢都市計画課長

ただいまご質問いただきました点について、私が今、担当している部分が街路でございますので、全般にわたった意見ということにはならない部分もございますけれども、ご説明をさせていただきます。

まず12年ほど、完成までにこの現場はかかるかと思っているんですけれども、正直を申し上げますと、やはり10年ぐらいで完成させたいという形で事業のスタートを切ったことは事実でございます。その後、やはり用地の取得等に不測の時間を要したところが正直なところと思います。

これは、次のご質問と絡むのでございますけれども、やはり事業費の手当をしていないと、直接的に用地交渉ができないということもございまして、それから、昨今特に地価等が下がっていることもございまして、一度、家屋の調査と

か用地の算定等を行いましても、有効期間が一応1年というようなことになっておりますので、すべてを調整しておいて、それをボンボン進めていくという形になかなか至らないという問題が、過去に地価が上がっていくというときもまたそれはそれに問題があったんですけれども、今のように下がるときも同じような課題を抱えていて、一度に物を進めていくというふうにできない部分があるかと思っております。

それから事業費でございますが、正直には、この事業費は過去と違いまして、やはり逆に下がる傾向にあるかと思っております。それはその発注による請負差金もございますし、先ほど申し上げましたように、用地等が下落しているということもございます。今回、記載させていただいておりますのは、そういったことを加味して、今、終わるのにかかる費用という形に改めたものが、全体の事業費として記載してございます。

岡本委員

進捗率は事業費ベースで何%消化したという、そういうことですね。

柳沢都市計画課長

そういうことで算出をさせていただきました。また、用地等の取得が遅れるというのは、今、私の方で答えられる理由かどうかは別といたしまして、やはり街の中の用地交渉というのは、権利関係が複雑になっている、抵当とか、多数の方が持分登記しているような部分のようなものもございます。なかなか簡単にいかない。どうしても代替地を手当してほしいというご希望がございまして。その代替地というのは、ご希望に合わなければいけないと、その用地を手当できないというようなことがございます。これら等から用地の取得は計画どおりはなかなか進まない、時間がかかってしまうというようなことがあろうかと思っております。

岡本委員

どうもありがとうございました。

福田委員長

ほかにご意見とかご質問は。

平松委員

B / Cなんですけれども、当初平成10年、事業採択ということなんです、かなり時間が経過しているんですが。このB / C、1.6というのは、いつ時点での値なんでしょうか。

柳沢都市計画課長

私どものこの算出は、平成10年の事業を採択した時点での費用になっております。そういったことで、事業費等が変わってきておりますので、改善の余地はあろうかと思いますが。ただ国との調整の中では、これがずっとB / Cとして活用させていただいておりますので、そのまま記載させていただきます。

平松委員

国との折衝云々はいいいんですが。やっぱり時代とともに、この説明資料の中に社会的背景とか、歴史的背景とかというのを記述されていますよね。この社会背景というの、やはり一つ一つの区切れ目によって何となく、特に冬季オリンピックが開催された以降、かなり変わってきていると思うんですね。やはりその辺の、だから必要性があるのだったら、そのニーズが、社会的なニーズは向上しているのか、それとも逆に低下しているのかというのを、こういう再評価だからこそそれを提示して、示して審議すべきことではないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

柳沢都市計画課長

ご指摘の趣旨は、私どもとしても理解できないことはないかとは思いますが。ただ算出も、なかなかデータのものを整理していくのには、それ相応のコストがかかろうかと思っております。

それから道路につきましても、例えば交通量が将来予測の中で、ある時点でピークを打って、徐々にまた減っていくだろうということが見えているんですけども、そういうものが見直しの中で予測を下回るとか、やはり効果に対し

て再チェックが必要な状況等があれば、それはコストをかけてやる必要はあるのかと思っております。私どもが今、整備しているこの事業等々を考えますときに、事業効果が落ちてきているというようなことが確認できる状況にはないので、これは十分クリアしているというふうに考えておりました、そのまま提出をさせていただいたところでございます。

平松委員

趣旨はわかりました。それで、もう事業進捗率も80%を超えているような事業ですので、あまり元気が出ないなという気がするんですね。それで、私はやはり50%に満たないような事業は、やっぱりどんどんこういう新たなデータを出していただいて、真剣に、真摯に議論していくべきかなと。ちょっとこの案件とは変わるんです、違うんですが、そういうふうに考えております。

福田委員長

ほかにございますか。

保母委員

ちょっと一つ、いいですか。今のB / Cにかかわる問題でもあるんですけども。その上のところ、ページの1 - 1のところの左の上の方ですけども。平成17年の交通センサスの数字が出ていますけれども、これ平成10年のときの見通しとしてどうなっていたのか。平成17年は、これは実数だと思っておりますけれども、それと将来見通しなんです、このあたりも今回見直してはなくて、前のおりなんでしょうか。

柳沢都市計画課長

平成11年の交通センサスが前回の交通センサスかと思いますが、このときのデータは、正直にこれと違っております。もう少し数字が小さな数字であったというふうに・・・

保母委員

いや採択が10年であれば、11年のセンサスではないはずです。もう一つ前の。

事務局（柳沢都市計画課長）

すみません。今、私が申し上げましたのは、前のセンサスという趣旨かと思っただんですが。ちょっと待ってください。

大変申しわけありません。採択時の交通データについては、今ちょっと手元に用意していないんですけれども。要は、何と言いますか、新しいデータの方がわかりやすいかと思って、そこに記載をいたしました。将来交通量につきましては、当初計画のときのデータをそのまま出しております。

平成11年のデータは、15,502台なんですね。要はこれ12時間交通量なので、それほど大きな差はないのかなと思うんですけれども。最新情報をお示した方がと思って・・・

保母委員

いえいえ、平成12年のときに12,000台と、これが将来的に何台になるからこれを広げる必要があると、こういう計算、前に説明されていますよね、当時。12,000台が例えば19,000台になるから、だから道路についての整備をした方がいいというのがそのときの説明があるんです、一番最初の説明・・・

柳沢都市計画課長

ええ、採択基準のその・・・

保母委員

そのときは何台になっていますか、将来見通しとして。それを現在上回って19,000台になっているとか、要は20,000何台であったんだけど、見通しとしては、現在19,000台でとまっているとか、このあたりのところが、やはり必要ではないでしょうか、見直しの場合に。そうすると、B / Cのところも関係してくると思いますけれども。

いや、今なければいいですけれども。ただ、この19,000台をここに書いておくと現状がわかりやすいからという、ちょっとその説明では、見直しとはそも

そも何かという問題になりますので、それはちょっと話が違うのではないでしょうか。観点が違うと思います、数字の。

福田委員長

新しいデータというか、これ私からも平松先生とか保母先生と同じような質問であるんですけども。

例えば社会的状況とか、歴史的背景とかいったときに、ずっとつくってきて交通の流れとか、質とかがどう変わったか。センサスの量の問題だけでなく、地域のインパクトが全然見えないんです。例えば交通量が増えるからいいというものではなくて、どっと通過交通量が流れ込んできて、それが周りの生活とか、沿道とか、周辺の地域にどう影響を与えたのとか。

ですから全体、ここの1本だけのセンサスの話ではなくて、そこに関係する地域とか、広域の交通の影響度というのが逆にどう変わったかとか。そういう話があって、社会にこの1本の道路がどう影響したかというような議論にならないと、評価のしようがないというのは、これ去年も言ったんですけども。この道路の意味というのは何なんだろうというか。

これは、岡本先生が言われたように「85%の進捗している中で、あと15%もコストも縮減しているんだから、見直して継続ということについては、もう仕方ない」というふうになると思いますよ、現地へ行っても。

柳沢都市計画課長

今のご意見で言いますと、お気持ちについては私にも理解はできると思います。今回の計画について、今、私の方でデータがちょっと確認とれましたので、もう一度説明させていただきます。

平成10年に採択ではございましたが、11年度以降に詳細設計をやって事業を決めるときに、平成11年の交通センサスをベースにして認可をとっておりまして、このときに12時間交通で15,150台、計画は先ほどお示した数字を、平成37年の計画交通という形でとっておりまして。これについてはいわゆる変更というものはございません。この形でずっと一貫して進めております。

そういった中で、その道路の性格とかが、例えば10年たったんだから、社会

等々の変動の中で変わらないかということもあり得るかと思われま

福田委員長

ですから、今日で審議が終わるわけではないので、現地とかを見た中で見えてくるものがあると思うんですが。オリンピックとか何とかを掲げたときに、住民さんの要望もあってつくられていったものが、地域全体なり、それらの広域の交通の全体の流れなりにどう影響を与えたかとか。それを新しいデータに差し替えながら、もう一度用意いただいた方が皆さんわかりやすいかなという感じがいたします。

多分1 - 4とかについて、異論でまずいという方というのは、ほとんどないと思うんです。ただ、もうちょっとそのメリットなり、社会的な効果というものなり、道路を整備した意義というものが見えないと、評価しようがない気がするんです。

柳沢都市計画課長

道路を、一つの計画を立てて、当然のことながら、完成させるまでに一定の期間を要すると思いますけれども。やはり事業目的が達成できないような形があれば別かとは思いますが、やはりそれを途中で、例えば何らかがあって幅員をごくわずか狭めるとか、例えば何かによって車線を急に、例えば2車線ではなくて片側1車線にするとか、そういう小回りは一般的には非常に難しいかと思しますので。私どもとしては、やはりその将来の交通、例えば平成11年度において37年を目指せば、その目標が大きく変わらない限り、やはりそれをきちんと実現していくというような計画で進めるということかというふうには思っております。

岡本委員

よろしいでしょうか。こういう道路に限らないんですが、公共事業の場合、2つ問題があって。1つは、B / Cというのはあくまで金銭換算で、一応、何をどう金銭換算するかはもう方式が決まっていますから、必ずしも市民、県民の常識と一致するとは限らないんですが、とにかく決められた方法で採択を受

けるためにはやらなければいけないと。そのやった結果がこうだったという場合に、1つ問題があるのは、福田委員長がおっしゃっている、それ以外の県民感情によるというんでしょうか、金銭換算できないものをまず置いておいても、例えば現在途中、まだ完成していませんからあれなんです、19,000台まで来ていると。しかし少なくとも25,000台まで来なければ、このB/Cは成立しないわけですよ。ですから、よくあるのは、私がかつていた東北なんかではあるんですけども、クマが通るだけで人間が通らないみたいな悪口を言われる道路が多々あります。計画段階の計画書を見ると、ちゃんとB/Cが1になって、かなりの交通量が見込めることに、その時点ではなっていたと。ところがその後実績を見ると、ならないというような場合が、いわば見直しのおきに一つ問題になろうと。そうすると、簡単に言うと、平成37年に、当初目標の25,131台がやはり実現できそうだと。この点に関してはできそうだと、できそうでないというようなご説明は、一つならさらないといけないと思います。一般論ですが。

それからそのほかに、今まで評価項目の中に、つまり採択の際の評価には入ってこないんですが、今おっしゃった、いわば生活環境というんでしょうか、それから文化とか、何とかというものに関する評価項目というのは従来ないので、それはやっぱりこういう委員会で議論する以上は、そのあたりの皆さんの、各委員のご意見を伺うべきだし、それに関する多少の追加説明、つまり採択の申請時には必要でなかった情報ではあるけれども、この委員会に対しては提供すべき情報というのが別途あるかというのが、福田委員長の趣旨だと思うので。以後、何かそういう情報もいただけたらと思います。以上。

保母委員

いいですか、ちょっと。岡本委員の話の追加でもないんですけども、蛇足なんですけれども。これは長野市の中での道路になりますので、そうすると、今のさまざまな効果の問題、金の問題ではなくて、そうすると、全県的な中から見て長野市に入ってくる、あるいは出て行く、これが非常に便利になって広域的な効果が非常に発揮されるようになるとか、なったとかという話。それからまさに地元のところですね。道路が広がってくると、道路の左右の商店街は

消えていきますよ、両方のつながりがなくなってくる。そういう中で、その地域の例えば商店街あるいは暮らしなり、環境なり、このあたりがどうなったのかとか。このあたりはちょっと評価をもうちょっと明確にする、あるいは現地調査を見てやる必要はあると思います。

それで行って、ここまで事業が進んできて、そのあとの地元でどのようなその評価が今、生まれているのか、あるいは新しい要望があるのか、ないのかというようなところが、もう少しリアルにこれ反映されるべきではないかとは思っています。

福田委員長

ですから、昨年議論をしたんです、委員会の中で。どういったことを私たちがこの委員会として変えていかなければいけないか、資料のつくり方から変えていかなければいけないということを議論したんです。けれども、資料のつくり方がやっぱり変わってなくて。だから開催時期だとか、委員の方に新しいいろいろな視点を持った方を入れたということでは、変わったとしても、資料をご提示いただく担当の方の考えというのがまだ変わっていないなという感じがするので、ご担当の方も資料 - 6 を読み直して下さい。

評価というか、県民の視点、住民の視点なりに立ってということだとか、ただ1本の道路をつくって、それを数値で、データで証明するという時代はだんだん終わってきています。私どもが言っていますようなもの、現地へも行って見せていただきますけれども、この道路がどれだけ広域なり地域に対して与えた影響というものの、その影響というのは何だろうというところを、もっと幅広い視点から今度の資料でご提示いただけたらと思います。

三木委員

委員長ちょっとよろしいですか。委員長のおっしゃるのはそのとおりだと思うんですが。具体的に、例えばどういうのがその指標として必要かというのを、具体的提案としてやっていただければ、土木部の方も仕事がしやすいと思うんですね。確かにおっしゃるとおりのものはわかりますけれども。

福田委員長

昨年もこの指標が出ていると、全部指標を提示しましたので、また後ほど、提示します。

三木委員

例えば文化とか、そういうお話であれば、そういうのを教えていただきたいと思えますし。

福田委員長

まず広域的にこれ長野市のなかで、広域的な交通の流れなり、交通量がどういう形で変わって、それがこの長野市または周辺に対してどういう影響を与えてきたんだろうというのが1点です。

三木委員

交通量調査等でわかればいいのかということですか。

福田委員長

交通量ぐらいは把握されている話だと思いますね。

三木委員

具体的に、ですからある程度具体的な提言をいただいた方が、資料をそろえやすいと思うんです。

福田委員長

そうですね、交通量センサスとかでつかめる範囲でかまわないと思います。無理に調査をするということではありません、既存のもので。

三木委員

ほかには、例えばどんなものがありますか。

福田委員長

ほかには、例えば、これできてからですけれども、周りの土地利用がどう変わっていったかとか、環境がどう変わっていったかとか。

平松委員

いいですか。あまり意味がないとは言わないんですが、言い出せばきりがなし、やったからどうなのという気は非常にするんですね。というのは、こういう議論というのは、そもそも事業を始める前にやるはずの話であって、この再評価のときにそこまで突っ込んでやる必要があるのかなと、私は個人的に思います、それは当然その議論は重要ですが。

それで今すぐ手に入る資料は何かと考えると、例えばこの道路の建設前から今に至るまで、何か平成8年から16年まで、34件の人身事故があったとかというお話だったですね。だからそれが年々どういうトレンドになっているのかとか、それも一つ、簡単な指標として出てくると思うんですね。それは、例えばそれまでは片側2車線で1車線にしていれば、それは一般的に考えて事故が多くなるかもしれないですよ。その辺、例えば今、急にこの事業をやめてしまったらどうなるんだろうというのをやっぱり知りたいです。そういうのを知る上で一つの指標になるし、あと道路が、先ほど保母委員も言われたんですが、道路幅が広くなれば、左右に分断されてしまうと。それに対して住民の方々とか、特に地域の方々がどんな不満を持っているんだろうかとかというのが、これはもうしょうがないので、アンケートをする必要があるだろうし、その程度ぐらいかなと、私は思うんですけれども。

というのは、この道路がそのほかの道路にどういう影響を持っていて、それがさらにその県内、市全体にどういう影響を及ぼして、それがまた長野県全体にどういう影響を及ぼすのかという、何か産業連関表みたいな何かわけのわからないような形になってしまうのではないのかなと、私は個人的に思うんです。その辺どうなんでしょうか、明確な指標というのが、これだというのがあるんでしょうか。私はちょっとわからないんです。

福田委員長

いや、だから事業評価委員会と言ったときに、何かもう委員会が形骸化しているのではないかと言ったのはそのことだったんです。

こういった資料の中で、この委員会になる前の委員会とかでも、もうコスト縮減できました、もうこれは継続でいいですと、簡単に終わってしまうような状況だったので、何か指標にしても、視点にしても変えていかないといけない。だから、今、平松先生がおっしゃってくださったようなこういう視点で、こういう指標でということがあれば、そこはそろえてもらおうねということでもいいと思うんですね。

平松委員

趣旨は非常にわかります。ただ、指標をいくつか提示したから形骸化されないというのは、ちょっと変じゃないのという気は非常にします。

だからこういう調査、こういうデータを入れていただきたいと言って、それを例えば土木部の方でそれをそろえていただいたら、それでこの委員会が形骸化していないと言えるのかどうかというのが、よくわからない。

福田委員長

形骸化のことではなくて、もう1点あります。議論していく中で、今までの資料のつくり方というか、そこも問題点として挙げています。それは土木技術者さんというか、県庁のスタンスかもしれないし、またその風土なり習慣の中で、こういう資料を挙げることで通ってきたものかもしれない。

議論していく中で、全部変えるということは無理なんですけれども、評価をするというのは、もっといろいろな視点があり、それを当たり前で審議に出すような形をとりたい。審議されては困るとか、審議してもしょうがないとかということではなくて、1本の道路の意味をいろいろ考える習慣がないと、いつまでもたっても縦割り行政のままで直っていかない部分というのがあります。道路をつくって、それで道路の目的、B / Cなりが達成できればいいという話ではないという部分。

柳沢都市計画課長

おっしゃっている趣旨はよくわかるんですけども、道路ができたあとの土地利用がどういうふうに変換するかとか、環境がどう変わるかとかでおっしゃられても、現実にまだ道路も完成していない状況でありますから。ただ一部別の事業で完成した部分もありますから、多少の予測というのは不可能ではないかもしれませんが。なかなかおっしゃっているような、道路の流れも完成しない中では、完全に流れが変わっているわけではないので。

福田委員長

土地利用というのは、私はそう制度論でがちがちのことを言っているのではなくて、前回、姥神峠道路というのがあって、資料では何の話も出ていなかったんです。そこに道路をつくることで非常にコストがかかる。そしてそこは反対の声も出ていた中で、現地に行って初めてわかったことは、コンビニが5つ立地していたんです。そういったコンビニが立地するということは、経済効果だとか、そこに集客性が見込めなかったら立地しないわけですから、経済的には見込まれているんだと。また、行って見てわかったんですけども、道路の運搬とか搬入面での交通量が増えていて、単に通過だけではなかった。行って、平日・休日の交通だとかの交通の質も少しわかりました。そういう意識ということで土地利用と言って、図面を追って制度的にやるというのではない。そういう感覚のことを申し上げております。

ですから環境という点も、例えば植栽帯が増えることによって、環境がどうなったということでもいいと思うんです、市民にわかるような言葉で。何も環境のアセスとかを言っているのではないんです。防音とか防災とか、振動とか、そういうことではなくて。

三木委員

今の委員長さんのお話ですと、現地に行くと大体わかるんですよ。例えばこの道路をつくったことによって、長野県の交通体系がどう変わったかとか、そういうところまで調査するというものになると無意味だと思うんです。ですから私は、今の姥神峠道路のお話をお聞きすると、現地を見て判断されたという

ことでありましたね。私はその点でしたら賛成なんですけれども、いろいろな資料を出すことによって判断するというのであれば、それはその資料を見ることがすべてだというふうには思えませんし、それでは事務量がかなり増えますから、それよりは現地を見てもらって判断してもらった方が私はいいと思います。大体现地を見れば、この道路が必要かどうかというのはわかりますから。以上です。

柳澤委員

すみません、単純な質問なんですけれども。将来交通量がここに出ていますけれども、これはちょっと確認です。この道路を供用して完成したところでの将来値なのか、それとももう全く何も放っておいた状態での交通量なのかというところですか。まずそこが1点と。

あと、先ほど歩行者と自転車の交通量も多いという話が出ていましたけれども。これは歩行者と自転車の交通量が多くなったことで、この関係してくる人身事故というのもあったんでしょうか、このあたりはどうでしょうか。

柳沢都市計画課長

わかっているところと、わからない部分が実はございますが。平成37年につきましては、4車線化をしたという前提で、いわゆる交通配分をしてみて、流してみた結果として、25,000台が通るだろうと、そういう予測でございます。いわゆる歩行者、自転車がが多いという中で、整備したことによるその交通事故等々の把握というものには、正直にはまだできておりません。

先ほど申しましたところは、工事の区間で、平成8年から16年までに34件の事故があったということでございまして、完成がまだしていないということもございまして、私どもとしては十分な把握はしていない状況です。整備効果としては、その後の状況というのは把握する必要はあろうかというふうに思います。

柳澤委員

ゼロ・オプションといって、何もやらなかったらどうなのかというのも、比

較の中では大きな指標になりますので、その資料もあればわかりやすいかなと思いますけれども。

柳沢都市計画課長

今、手元では把握できませんので、もし資料が、整備しない形での将来交通を予測していれば、それについてもまたご提供させていただきたいと思います。

福田委員長

では現地調査とか、ほかにございますか。

塩原委員

現地において賛成運動なり、反対運動なり、そういうような意思表示をあらわしている運動がございましたでしょうか。

柳沢都市計画課長

地元からの整備に対する要望というものは挙がっておりますけれども、一、二、用地交渉が難航した中でのご意見はあったかと思いますが、地域として、例えば道路整備について反対であるとか、そういう動きというのはなかったかと思っております。

福田委員長

あとは、だから現地を見て、10年やってこられてどう変わったかというところ。もう少しデータを追加したもので現地を説明いただいて、評価をしていく形になると思いますけれども。委員の方はよろしいでしょうか。

では次の飯田市（南信濃）和田バイパスですけれども、ご説明お願いいたします。

小林道路建設課技術幹

それでは、道路改築事業の再評価案を説明させていただきます。私は、道路建設課技術幹の小林康成と申します。よろしく申し上げます。それでは座って

説明させていただきます。

まず最初に、一般国道152号和田バイパスについてご説明申し上げます。お手元の資料の2 - 1ページから2 - 4ページでございますが、パワーポイントによりまして、要点を説明させていただきたいと思っております。

今回、対象となります道路改築事業、国道152号、飯田市和田バイパスは、事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業に該当いたします。画面の方、位置図を示してございます。本事業箇所は、飯田市南信濃押出を起点とし、飯田市南信濃の梶谷を終点とする、全体4,050メートルのバイパス事業でございます。国道152号は、長野県上田市を起点とし、静岡県浜松市に至る幹線道路で、特に南アルプス西側の遠山谷を縦貫する区間の飯田市旧上村から、飯田市旧南信濃村の間におきましては、唯一の生活道路として重要な役割を持っており、さらに緊急輸送路にも指定されております。旧上村、旧南信濃村は、平成17年10月に飯田市に合併しております。

国道152号の飯田市旧南信濃村から飯田市旧上村間は、三遠南信自動車道のうち、長野県が整備する一般国道の整備区間に位置づけられておりまして、県が整備を進めております。三遠南信自動車道は、中央自動車飯田南ジャンクションから第二東名自動車引佐ジャンクションまで、延長約100キロございます。長野県内は矢筈トンネルが供用済みでございますが、現在、飯田山本インターチェンジから天竜峡インターチェンジ間が、国において自動車専用道路として工事が進められております。

画面の方は旧街道図をお示ししてございます。三河遠州南信州地域は、昔は中山道、遠州街道、秋葉街道などを利用して地域交流が行われておりました。この秋葉街道の一部が国道152号となっております。事業箇所の和田地区は、秋葉街道の宿場としてにぎわった遠山谷の中心地でございます。また沿線では、重要無形文化財の霜月祭りなど、神事が行われるなど、文化伝承の道でもございます。

当工区は、全体延長4,050メートルですが、平成10年度に着手いたしまして、平成17年度までに1,060メートルが供用されております。画面で青色で示してある区間が供用済みの区間でございます。本工区の未供用区間は黄色で表示してございますが、残事業として、橋梁2カ所とトンネル1カ所を計画しております。

す。供用済区間を含めて、北側2,080メートルを1工区、南側1,970メートルを2工区としております。全体事業費は約61億円で、道路幅は車道が2車線の6.5メートル、片側2.5メートルの歩道がつきまして、全幅11メートルでございます。平成19年度末での進捗率は43%を予定しており、完成予定年度は平成24年度でございます。

本路線の課題についてご説明いたします。現在の国道152号は幅員が狭く、歩道がないため、歩行者の安全が確保されておられません。歩行者の安全が確保されていない区間の写真の位置図を示してございます。画面で赤丸で示した位置でございます。和田小学校付近を撮影いたしました。現在の道路幅は3.5メートルと狭く、普通車のすれ違いも困難な状況でございます。また歩道がないため、和田小学校へ通う子供たちが安心して通行できません。

もう1点の課題といたしまして、南側の2工区区間は、特に幅員が狭く、すれ違いが困難なことが挙げられます。図面で赤丸で示してありますが、写真の位置でございます。状況写真は、梶谷地区及び白岩地区で撮影いたしました。道路幅は2.6メートルから3.2メートルで、こちらも普通車のすれ違いが困難な状況であります。また地元産業の主産物であります林産材の運搬用トラックも、すれ違いが困難なため支障を来しております。本事業を実施することによりまして、道路の幅員狭小、線形不良区間が解消され、現道の交通環境が改善し、安全で円滑な交通が確保されるとともに、飯田市へのアクセスが向上し、また今後、三遠南信自動車道の供用によりまして、静岡県、愛知県などとの交流も一層促進されます。

今までに供用を開始しました道路沿いにできた道の駅「遠山郷かぐらの湯」の付近の状況でございます。特に週末には県内外から多くの方々が訪れております。その数は年間約10万人に達しております。

次に見直し案についてご説明いたします。見直し案ですが、2工区の歩道設置区間を見直します。2工区の終点側、1,220メートル区間は、現国道の西側を流れる梶谷川を渡るバイパス計画になっております。バイパスにした理由でございますが、現道の川側については地形が急峻でありまして、線形も厳しく、現道の交通を確保しながらの工事は困難であるということから、バイパスを計画いたしました。

バイパス沿いには人家が数軒のみでございます。歩行者需要が少なく、投資効果という経済性の面から、歩道の見直し理由が1点目でございます。また主な人家は、現在の国道152号沿線に残ります。また現道が、バイパス完成時には市道となりますが、通過交通は主にバイパスを利用し、歩行者の方は現道が利用可能なこと、さらにバイパス沿いの地区内道路も残りますので、歩道として補完できるという点がございます。この理由から、1,220メートル間の歩道設置を見直します。見直しに当たりましては、地元関係者の方々や、道路管理者となる予定の飯田市さんと協議を行いまして、合意を得て歩道設置区間を削減いたします。歩道設置区間を見直すことによりまして、車道幅員を11メートルから9メートルに縮小することが可能となり、橋梁等の構造物の規模が変更されることによりまして、9,800万円のコスト縮減が図られます。また歩道の分だけ地形の改変面積が少なくなりまして、環境に与える影響も少なくなると考えております。

当事業によりまして、幅員狭小、線形不良の沿道の課題を解消し、安全で円滑な交通の確保を図りたいことから、再評価案は「見直して継続」をお願いいたします。以上で、道路改築事業国道152号和田バイパスの説明を終わらせていただきます。

福田委員長

何かご質問、ご意見はございますか。

委員

よろしいですか。和田バイパスの場合には、災害と防災の点と・・・

小林道路建設課技術幹

現道部には、危険箇所が十数か所ありますので、それらが解消されることとなります。

三木委員

それ、書いておかれる方がいいかなと思うんですね、ただ安全というよりも。

それからもう一つ、交流人口が、先ほどのかぐらの湯で大分増えているということなのですが。この地域、大変過疎町村で、かぐらの湯のような、この道路が一部できたことによって、大分お客さんが増えているというようなことも説明していただいた方がいいと思うんです。今、国全体で交流人口とかと言われていきますので、そういう視点からやはり説明していった方が私はいいと思いますけれども。

小林道路建設課技術幹

南信濃、前の旧南信濃村の人口、平成16年時点で2,209人ですので、それからいってもかぐらの湯の交流人口、非常に大きいということが言えると思います。その辺、説明が落ちていましたので、つけ加えさせていただきます。

福田委員長

資料もちょっといろいろ追加いただいた方が、さっきよりもすごくわかりやすいというか、県内の写真のところにもあります、いろいろな状況の中でも、道の駅の利用とか、こういうのが増えて。これも約10万人とありますけれども、わかる範囲でもうちょっと詳しい、おもしろい資料になればなと思いますが、道の駅の利用状況とかも。

三木委員

委員長さんよろしいですか、もう一つ。これ多分、先ほどの地方へ行くと通過交通が少ないとかという議論の対象になるような路線なんです。でも本当にここに住んでいる人が、防災上だとか、観光の面から必要な道路であるかどうかというのを、ぜひ現地へ行って見ていただきたいと思います。

福田委員長

ほかにご質問はございますか。

柳澤委員

ちょっと簡単な質問なんですけれども。この文章の中に、幹線道路としての

機能と、それから生活道路としての機能をあわせ持ったというふうに書かれているわけですが。トラフィック機能と、要するに円滑に進める、通過交通を処理するという機能と、人が生活がしやすいアクセス機能というのはなかなか両立というのは難しいと思うんですが。この道路は、一体どちらを重視した道路になっているわけでしょう。

それとあと、幹線道路としての機能、広域的な交流の観点からも期待ができるのではないかという説明がありましたので、将来の交通量なんかもし予測されていれば、あるいは現況のものでもかまわないんですが、その交通量がわかれば教えていただきたいんですが。

小林道路建設課技術幹

最初のご質問ですが、資料2 - 4ページをごらんいただきたいと思いますが、見直し内容ということではありますが、平面図がありますので、この平面図を見ていただきたいと思います。現道が和田の集落沿いに走っておりますが、青で示したのは、もう既に供用している部分でございます。その図面の一番右の方からの国道418号、これがこの南信濃のところであわさってございますが、接続しておりますけれども、主にこの418号との接続の図面で行きますと右側、南側と、図面で行きますと左側、北側、これで2つの工区が2工区と1工区に分かれますが、機能的にもわかれますので説明させていただきますが、

2工区の方、この図面の右の方は、ちょっと右上に至青崩峠とございますが、三遠南信自動車道の今後、建設されます青崩峠トンネルに接続をしまして、そうしますと静岡県、特に浜松市さんとの交流、非常に活発になる、また県境を越えた広域的な交通、非常にトラフィック機能が強化されるということが2工区の本点。もちろんバイパスになりまして、生活道路としての機能も回復できますが、そういった点。それから1工区の方は、特に和田の集落を迂回するバイパスがございまして、飯田市と合併されましたので、今度、飯田市の中心市街地がこの図面の左側、北側を通過して旧上村経由で接続します。そういった飯田市中心市街地との連携、アクセスが非常によくなる。あるいはまた飯田市にございます、飯田市立病院、そこへの時間短縮という効果もございまして。そういったことで、この地域内と中心市街地との連携が強化されるとい

う意味で、生活道路としての機能が向上すると、こういったふうに考えております。

それから将来交通量でございますが。今、2,700台/日あたりを計画しております。特に三遠南信自動車道の青崩峠トンネルが供用になりますと、もっと多くの交通が発生してくる、県域を超えた交通が発生してくるかと考えております。

柳澤委員

交通量が増えた場合に、生活道路としての利便性と言うんですか、それが失われていくおそれはないですか。

小林道路建設課技術幹

その辺は、歩道を見直したいということに関係してくるかと思いますが、2工区でバイパスを計画している区間につきましては、バイパス沿いにあります人家は数軒、それからバイパス沿いにあります人家が約20軒ございます。通過交通がバイパスの方に転換しますと、今の現道の152号は、地区内交通が主体となりますので、歩行者空間としての機能も向上するというふうに考えております。そういったことから、生活道路としての機能も、今の現道も含めて考えますと、向上するというふうに考えております。

福田委員長

ほかにございますか。

石澤委員

2 - 3ページの写真のところに、 から までと書いてありますね。

これは2 - 4ページの か までと対応しているんですか。

小林道路建設課技術幹

の写真でございますけれども、2 - 4ページに位置図が示してございまして、その中の緑で数字と矢印がありますが、これ写真をとった方向ということなんです。この2 - 4ページの の位置がちょっとずれてしましまして、この

はそのまま、その上の現道の黄色の部分、この部分に本当は表示する予定だったんですが、ずれてしまいました。

石澤委員

先ほど番号と位置が上下にずれているという形で。

小林道路建設課技術幹

申しわけございません。

石澤委員

だって、旧集落の方ですね、ずれてますね。行ったことがあるから、わかるんですけども。

小林道路建設課技術幹

ここへ動くような形で、大変申しわけありません。

石澤委員

そういう意味で、一番最初は、若里の方のこの写真を、行ったことがない人はちょっとどこを撮ったかわからないんです。今ここにあったように、矢印があって、ここはずれてはいるんですけども、こういうふうに写真を撮った場所を示してもらおうと、現地に行かれる委員の方も行かれない委員の方もいらっしやるので、わかりやすくなるのかなと思いました。

それで、ページ数が問題あるのかもしれませんが、この和田バイパスに関しては、道路が改良されたわけではないから、改良前と後の比較の写真は出せないんでしょうけれども。若里の方は、もしできましたら改良前の写真とを出していただいで比較できるようにしていただくと、評価しやすくなるのではないかと感じたんです。

それとその評価の点で言えば、また戻ってしまって申しわけないんですけど、若里の方で、平成37年度25,000台を推定しましたと。そうすると、その間

の平成17年だったら大体このぐらいだと、大体このぐらいのうちの19,000台、これは多いのか、少ないのかということを示していただくと、またその評価も、ある程度こちらの方でしやすいのかなと感じました。

お願いなのですが、写真をできるだけ多く、改良前と比較できる写真を出していただければということと、私の専門は地図屋ですので、できましたら、土木の方だったらここに長さが書いてあるからいいだろうというので済むのかもしれないけれども、できるだけ地図に物差しを入れていただければと思うんです、1キロとか、500メートルの。そうすると、ほかのところの長さも、あわせてどのぐらいの距離なのかという予測ができるんですね。そういうふうなところもつけていただければなという、これは要望です。

小林道路建設課技術幹
わかりました。

田口委員

ちょっとよろしいですか。ちょっと質問なんですけれども、ページ2 - 4のところ、先ほど歩道をなくすということでやっていたんですけれども。例えば1工区が一番左の方の黄色の部分のところの集落とか、あるいは2工区の黄色の部分の方の、いくつかの集落がありますけれども。これ地図には右が載っていないだけで、それなりにその利用歩道というか、小さい道というのはこの中にあるわけですか。

小林道路建設課技術幹
ええ、集落内の地区内道路がございます。

田口委員

それならば、別に道路に行く場合には不自由はしないということですね。

小林道路建設課技術幹
はい。

福田委員長

今、いろいろご指摘があったんですけども。委員の皆さんから、例えば防災だとか、過疎だからとか、あとは幹線機能だとか、生活の機能だとか、そういったことで今いろいろお話をいただいたんですけども。それがわかるような形で補足的にまとめていただくと、もっと見やすくわかりやすくなるのかなというか。

それで、写真の出し方の工夫とかもありましたので、写真と地図の入れ方だとかもあわせて、若里の方も再検討いただきたいと思います。ほかにございますか。

高木委員

質問なんですけれども。2工区のところで、ちょうど写真とかを撮ったエリアのことを聞きしたいんですけども。黄色い道が、要するにバイパスが古い旧道とほとんど並行しているエリアになるんですが。このエリアは旧道はどうなるんですか。

小林道路建設課技術幹

旧道は、飯田市さんと今、話し合っております、飯田市さんの市道として管理していただくことになっております。

高木委員

バイパス側、旧道のところを右へ行ったり、左へ行ったりしているように見えるんですが。旧道は旧道で別途確保されていて、バイパスができるということによろしいんですね。

小林道路建設課技術幹

2工区の赤で歩道設置見直し対象区間と引出ししてございます。この区間、今の現道が黒の実線で、バイパスが川の対岸に行きますけれども、この現道につきましても、バイパスができましたら飯田市さんの方で管理していただくと。その左側の現道と黄色い線が重なっている部分、これにつきまして現在の道を

拡幅していくということで、そこは国道、長野県として管理していくということになります。

高木委員

では、先ほどバイパスができたあとは、その旧道は生活道路として、歩行者にとって大変便利になるというお話があったので。要するに、バイパスの通過交通が旧道をそのまま行ったりしないような対策を施さないと、そのまま道としてまっすぐに行ってしまうと、旧道を行ってしまうわけですから。その辺の何というか案内というか、道路のつくり方だと思いますが、うまくやっていただければということをやっと気になったものですから。

小林道路建設課技術幹

施工に当たりまして配慮していきたいと思います。

保母委員

一つ、いいですか。2 - 1ですけども、そこに再評価委員会の意見として、で地域合意を得ることとするというのが、これ条件的に書かれていますよね、ただしという。これについては、2 - 4ページのところの赤の見直しの対象区間、ここの間に先ほど20軒ほど家があるというふうに私お聞きしたんですけども、ここの人たちの了解は既に得ていると。再評価委員会のところでは、合意を得ることというのが条件的に書かれていますけれども、地元のそういう人たちの了解を得ているということで理解していいんですね。

小林道路建設課技術幹

今、旧道を管理していただく飯田市さんとは話し合っておるんですが、実際地元の方とは、まだ最終的な確認を得ていません。これから、今後、地元の方のご理解を得て実施していきたいと考えております。

保母委員

わかりました。

石澤委員

ちょっと確認なのですが。歩道の設置見直しというのは、赤で示している区間ですよ。

小林道路建設課技術幹

はい、この1,220メートルです。

石澤委員

この橋で新しく渡して、対岸に新しく道路を切るところが。そこには民家がないんですね。

小林道路建設課技術幹

数軒ございます。

石澤委員

それでは困る。この黄色い線のところには、地図には表記されていないんですけれども、細い道は走っているんですか。

小林道路建設課技術幹

ええ、地区内道路がございますので、それは残ります。

石澤委員

もう一度確認ですが、赤の歩道設置見直し対象区間の左側と右側の間の、川の対岸のところですよ。

小林道路建設課技術幹

川の左岸と言いますか、バイパスになるところに数軒の人家がございます。その中に地区内道路もございます。

石澤委員

そうすると、やっぱり交通安全上、大丈夫なのかなと。歩道もなくして。

ちょっと心配になりますけれども、そこは大丈夫なんですね。

小林道路建設課技術幹

今の地区内道路がそこに残ります。また今、現在の川を渡っている橋もその人家のところにそのまま残りますので、今の方々は、地区内道路とか、現在の橋をバイパス以外に使っていただけたらと思っています。

石澤委員

そうすると、ここの部分だけでもいいから、拡大した地図をもう一つ載せていただいて、2500分の1でも。そうすると地区内道路が来ていると、その交通の心配がないというふうなことがわかるようなものにしていただければ、今の議論、時間が節約できるんです。

小林道路建設課技術幹

わかりました。

福田委員長

それも追加でお願いいたします。

田口委員

もう一つ確認です。この当工区、2 - 1のところは事業化経緯のところは、当工区は三遠南信自動車道と一部を担うということは、つまり2 - 4ページで見ますと、黄色と青で書かれたところが共有化するというふうに考えていいんですか。

小林道路建設課技術幹

そういうことであります。

福田委員長

ほかにございますか。ないようなら次へ行きたいと思うんですけれども。いろいろ出たことで、資料の修正なり追加をお願いいたします。

次の主要地方道、長野上田線です。

小林道路建設課技術幹

それでは次に、道路改築事業主要地方道長野上田線、長野市塩崎についてご説明申し上げます。お手元の資料の3 - 1ページから3 - 5ページでございますが、こちらの方もパワーポイントによりまして要点を説明させていただきたいと思っております。

今回対象となります道路改築事業、主要地方道長野上田線、長野市塩崎でございますが。事業採択後、長期間が経過した時点で継続中の事業に該当いたします。画面の方は位置図を示してございますが、本工区は、長野市と上田市を結ぶ主要地方道、長野上田線のうち、長野市塩崎地区のバイパス事業でございます。長野市と千曲市境のあたりになります。

当該地区は、西日本からの善光寺詣での主要街道であります北国街道脇往環として古くから発達し、篠ノ井追分宿として沿道に集落が形成されてまいりました。本事業は、この集落を迂回するバイパス計画でございます。

塩崎バイパスの全体計画は2,970メートルで、図の方で青で示してございます。そのうち1,060メートルが県単道路改築事業により整備を行い、市道塩崎中央線を通り、現道に接続させて供用しております。本工区は、残る全体延長1,910メートルのバイパス改築事業でございます。全体事業費は約28億3,000万円で、平成10年度より事業を進めており、既に1,910メートルのうち、1,626メートルは供用済みとなっております。19年度末での進捗率は、98%を予定しております。完成予定は平成21年度でございます。

主要地方道、長野上田線は、長野市から千曲市及び坂城町を經由し、上田市へ至る幹線道路でありまして。国道18号を補完する道路でもございます。当該区間は、人家連担の上、幅員狭小であるため交通のネックとなっております。交通事故もたびたび発生している状況です。また通学路に指定されているものの、現道には歩道もないため、通学する児童、生徒の安全性の確保に支障を来している状況であります。このため、バイパスを整備することによりまして、交通の円滑化、歩行者の安全確保を図るものであり、さらに地域の拠点都市である長野市から上田市へ至る広域的な地域連携を強化させるものでございます。

現況の写真でございますが、現在の長野上田線塩崎工区の状況をご説明いたします。画面は長野自動車道から南側の区間につきまして、空中写真でございます。赤色の破線が当工区ですが、ほぼ道路整備は完了しております。しかし、赤枠の部分だけが未整備となっております。このため、バイパスの機能が確保できなく、大きな支障となっております。この赤枠の範囲について、真上から撮影した写真でございます。黄色で旗揚げした部分が未供用区間で、284メートルでございます。このうち未買収範囲は、赤枠の100メートルになります。またこの未買収区間の地権者6名の方のうち、反対の方が2名おります。薄いピンクで囲った部分が反対の方の所有地です。反対理由は、広域的道路としての機能はない、優良農地を守りたい等でございます。残りの4名の地権者の方は事業に賛成であります。反対の方が境界立会いに応じていただけないため、面積が確定できず、買収に至っておりません。引き続き任意交渉は行ってまいりますが、本年度土地収用法の手続を前提といたしまして、事業認定申請を行う予定で準備を進めております。写真は終点側、上田側から未買収地を撮影した写真でございます。

現道の状況でございます。現道は幅員が狭いため、車両のすれ違いが困難な状況です。次にバイパス供用区間の状況でございます。基本幅員は車道が6メートルの2車線、両側に2.5メートルの歩道がついて、全体で12メートルとなります。

次に整備工区についてご説明いたします。まず交通事故の状況についてご説明します。これは死傷事故率に着目して整理したグラフでございます。横軸が区間数、縦軸が死傷事故率となっております。県内の国県道1060のセンサス区間に分けて、事故率の高い順から並べております。当工区の現道の順位は138番目で上位に入っており、県内で死傷事故率が多い箇所となっております。また県内の路線別の死亡事故率順位も、1060センサス区間中、140番目で上位に入っており、県内で死亡事故率も多い箇所となっております。このことから、安全確保のため、早急にバイパス整備を行うことが必要となっております。

当該地区の事故の発生状況でございます。平成11年から平成17年までに発生した交通事故件数は61件でございます。円グラフを見ていただきますと、通過車両が関係した事故が50件であり、61件のうち50件でありまして、全体の82%を

占めております。そのため、バイパス整備によりまして、通過車両をバイパスに転換させることによりまして、現道の事故が約8割減少し、現道の安全確保が図られるものと考えております。

次に交通弱者の安全確保についてでございますが、現道は通学路となっており、この写真のように、現道には歩道が設置されていないため、通学児童及び沿線住民の安全確保が課題となっております。先ほど説明いたしましたとおり、通過車両が減ることによりまして安全性が増すとともに、バイパスには歩道が設置されるため、通学路の変更も可能となります。

次に国道18号の渋滞緩和と機能でございます。国道18号では、千曲市街地での渋滞が著しく、特に通勤時間帯には、交差点における渋滞長が、国道18号本線で平均214メートルとなっております。また、千曲川左岸地域から国道18号への流入車両も多く、千曲市の粟佐北交差点では、最大433メートルの渋滞長となっております。塩崎バイパスが整備されますと、混雑している千曲市街地を迂回して、塩崎バイパスを通過して国道18号に出入りする車両が増えると予想されますので、国道18号の渋滞緩和も期待できます。

国におきまして、国道18号上田篠ノ井バイパスが計画されておりまして、現在一部供用済み、または事業中となっております。青で示している区間が供用済みの区間でございます。赤で示している区間が事業中、オレンジ色の破線が未着工区間でございます。早期の全線供用が期待されますが、当該区間は、この国道バイパスと千曲川を渡る手前で接続する計画になっておりまして、篠ノ井方面への交通については、当該工区へ流入する車両が多くなると考えられます。また薄いピンクで囲った部分が先に供用となりますと、薄い黄色で囲った部分の18号の千曲川を渡河する橋梁が整備されるまでの間も、国道18号バイパスの機能を補完する道路として、絶大な効果を発揮すると考えられます。

このようなことから、交通の円滑化及び歩行者等の安全確保への対応が必要なことから、再評価案は継続でお願いいたします。以上で、道路改築事業主要地方道長野上田線、長野市塩崎の説明を終わらせていただきます。

福田委員長

それではご質問とか、ご意見はございますか。

平松委員

進捗率が98%ということで、もうほとんどでき上がり、この、要は反対者2名、用地買収ができないということで、この区間だけが未着工でいるという理解でよろしいんですね。

小林道路建設課技術幹

そうです。

平松委員

それで、ちょっと伺いたいんですが。採択年度平成10年度ということなんですが、完成予定年度21年というのは、これ当初予定の中の21年ということでしょうか。

小林道路建設課技術幹

当初予定はもっと前と言いますか、反対のこのところの用地が買えていれば、平成16年ぐらいに、当初予定で完成させるということでした。

平松委員

わかりました。そのことによって2年、3年、延びてしまったというふうな理解ですね。

それで、あとこの事業だけでなく、ほかの今までご説明いただいた2つの事業もそうなんですが。採択予定年度は、多分みんな始まりが同じだと思うんですが。完成予定年度、これ当初計画が何年に対して、今現在の完成予定年度は何年だと、何年延びているんだというのをやっぱりはっきり明示しておいていただいた方が、我々も議論しやすいのではないかなというふうに思いますので、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

それと、あともう本当に2%ということなんですが。これ反対者2名おられるということなんですが、これはもう見通しは立っているということですね。

小林道路建設課技術幹

現在のところ、交渉に応じていただけないということで、会っていただけないという状況でございます。ということで、先ほどもご説明いたしました、収用手順を前提に今、準備を進めております。

平松委員

そうせざるを得ないということですね。

福田委員長

ほかにごありますか。

三木委員

よろしいですか。反対の2名は、優良農地を守りたいということなんですが、それでは今はほかの人が、耕作しているんですか。

小林道路建設課技術幹

今、お母さんが耕作をされております。ご本人と言いますか、ご兄弟がお二人なんですが、今は九州の方にお住まいです。

福田委員長

ほかにありますか。今までの審議は道路3本なんですが、3本で随分とデータとか、写真の扱いとか、地図の扱いとか、このパワーポイントの使い方とか、説明が違ったので、どの資料も、同じような質でまとめていただければと思います。

ほかにはないんでしたら道路についてはこれで終わりにしたいと思うんですけども、よろしいですか。

休憩までもう少し詰めてしまおうと思います。県営住宅建替事業ということで、上田市の別所団地のご説明をお願いいたします。

小澤住宅課長

住宅課長の小澤洋一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。では説明を始めさせていただきます。よろしいですか。

4番目の県営住宅建替事業、上田市別所団地の説明をさせていただきます。事業施工の位置でございますが、事業箇所があります上田市は、長野県の東側に位置をする上小地域にございまして、平成18年3月6日に上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併をして誕生した、人口16万4,000人を要する長野県東部の中核都市でございます。

上田市は北は長野市、西は松本市、東は群馬県嬭恋村、東御市など、11市町村と接しておりまして、東西は約31キロメートル、南北は約37キロメートルの広がりをもちまして、面積は552平方キロメートルの広さを有してございます。東京からは約190キロメートル、軽井沢と長野市から、それぞれ40キロメートルという位置にございます。

県営住宅別所団地は、長野新幹線上田駅のあります、中心市街地から約10キロほど離れた郊外にございまして、信州の鎌倉と呼ばれる塩田平の西側に位置をしております。上田電鉄別所線の終着駅、別所温泉駅から約200メートルほどの位置にございまして、周辺は別所温泉街から一步入った田園に囲まれた静かな住宅地というふうになっております。

事業の概要についてご説明申し上げます。この事業は平成10年度に着手をしまして、現在10年目で、事業採択後10年を経過ということで再評価を行うものでございます。全体計画は旧住戸86戸を除却しまして、新たに78戸の住戸を建設する計画になっております。

平成10年から18年にかけてまして、旧住宅の除却と新住戸の建設工事を実施いたしまして、3棟66戸の住戸が完成をしております。残る1棟30戸の建設を実施し、平成21年度の完成を予定をしておりました。また、この団地は県内の県営住宅としては初めて、シルバーハウジングプロジェクトの導入をしております。高齢者が自立して生活を営むことができるように、福祉サービスが受けられる住宅20戸を計画し、現在では16戸が完成をしております。あわせて高齢者相談室、それから団らん室を整備しまして、上田市で派遣しておりますライフサポートアドバイザー、生活援助員というふうに言っておりますが、が一時的な

家事支援や緊急時の対応等を行っている団地でございます。

事業の進捗率は、住戸の戸数ベースで61.5%。事業費では、16億1,800万円に對しまして、63%というふうになってございます。

事業箇所の現在の状況をごらんいただきたいと思えます。新たに建設しました住棟の写真でございます。上の段が鉄筋コンクリート3階建の住棟で、下の段が木造の1、2階建の住棟というふうになっております。このほかに団地内の通路ですとか、集会所、それから駐車場、児童遊園等の付帯設備が完了しております。残事業、1棟30戸の建設予定地には、老朽住宅8棟32戸が現在ございますが、入居者は新たに新設しました住戸に移転を完了しておりまして、現在はすべて空家になっている状況でございます。

次に事業の効果についてご説明を申し上げます。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者や高齢者等の社会的弱者に對しまして、低廉な家賃の賃貸住宅を供給いたしまして、県民の居住や生活の安定に大きな役割を果たしております。事業着手前の旧住戸は、昭和38年から41年に建設された木造と、それから簡易耐火構造平屋建ての住戸でございまして、老朽化が進み、また住戸面積も31から37平米という狭小なものでございまして、浴室のスペースがない住宅が約半数ございました。この事業は、老朽化した平屋建て住戸を3階建耐火構造と、それから1、2階建の木造準耐火構造による建築物にしまして、旧住戸の約2倍程度の面積の住戸を供給し、団地内通路や児童遊園、駐車場等の空地を確保することによりまして、入居者の居住環境の向上とともに、地域における防災性の向上を図るということで大きな効果がございます。

事業の必要性でございます。長野県全体の人口は、平成13年度をピークに減少に転じておりまして、今後も減少が続くというふうに見込まれております。また世帯数につきましても、平成22年をピークに減少するものと見込まれております。上田市におきましても、平成17年の国勢調査結果において、人口減少に転じております。これにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりも早いペースで人口減少が進んでいるという状況でございます。

少子高齢社会における人口、世帯数の減少によりまして、長野県全体の公営住宅必要戸数も減少するものと予測されます。長野県では、公営住宅の必要戸数につきまして、一昨年度、県営住宅ストック総合活用計画を策定いたしまし

て、さらに昨年度は住生活基本法に基づく住生活基本計画を策定し、今後の公営住宅の供給目標量を定めさせていただきました。この中では、平成42年までに現在の34,000戸余りの公営住宅を、29,700戸に削減をしたいというふうに考えております。県営住宅の役割を、社会的弱者のセーフティネットの機能の果たすということといたしまして、将来にわたって県が管理していく団地を限定いたしまして、用途廃止にするもの、あるいは市町村の方へ事業主体変更をするものということによりまして、現在約15,900戸の管理戸数を10,900戸程度にしたいというふうに考えております。

次に事業の再評価案でございます。「事業中止」ということで提案をさせていただきます。先ほどご説明申し上げましたが、人口、世帯数の減少によりまして、長野県全体の公営住宅必要戸数も減少するものというふうに予測されますことから、県営住宅は役割を限定して戸数を削減する方針としております。また老朽化した旧住戸は、入居者の移転が完了しており、児童遊園、集会所、防火水槽、駐車場の付帯設備も完了し、団地としての機能は整っておりますことから、事業を中止するということといたします。

事業の見直しにつきましては、残事業1棟30戸については建設を中止をいたします。事業中止に伴う残地につきましては、空家となった老朽住宅を除却しまして、土地の有効利用を図りたいというふうに考えております。以上によりまして、約5億7,000万円の事業費の削減をすることといたします。説明は以上でございます。

福田委員長

ご質問、ご意見がございますか。

岡本委員

細かいことなのですが、先ほど高齢者向け住宅16戸完成と。当初計画では20戸だったということで、この4戸というのは、対象が対象なので、これは16戸で20戸から減らしてもかまわない、つまり下のシルバーハウジング整備計画との整合はとれているというように理解していいのでしょうか。

小澤住宅課長

基本的には、やっぱり上田市さんがL S A（生活援助員）を派遣するといったような事業になっているものですから、上田市さんの方とも協議をさせていただきまして、これで十分足りるというお話をいただいております。

福田委員長

ほかにございますか。

塩原委員

では上田市は了解しているわけですか。

小澤住宅課長

上田市さんは了解をさせていただいております。

平松委員

この説明資料でちょっと確認したいんですけども。今あれですよ、ご説明あったのは、全体事業費で16億1,800万円、当初必要だったと。ただし、当初4棟78戸を建てる計画だったんだけど、結果的に状況等を勘案して3棟48戸としたと。都合5億7,300万円減りましたというか、節減できたという理解でよろしいんですよ。

小澤住宅課長

はい。

平松委員

それで、そうかなと思ってこの表を見たんですが、平成21年度、5億9,800万円という金額が計上されているんですが、これはどういうものなんでしょうか。

小澤住宅課長

すみません、説明が足りなくて申しわけないです。表の左上の完成予定年度の21年度5億9,800万円は全事業で、残事業はこれだけになっているということなんです。見直し案のところの5億7,300万円につきましては、旧住戸の除却費2,500万円というふうに、括弧書きでちょっと入れてありますが、この分が必要になるということで、これを引きますと、この金額になるということでございます。

平松委員

わかりました。あと、これ県営住宅ということなんです、すごく高所得者の方はあまり必要としないのかなという気はするんですが。先ほど上田市の人口推移、平成42年にはこうなるというご説明があったんですが、これは上田市全体の人口の推移予想ということですよ。

それでこの中で、県営住宅に入るのが適当という方々の推移というのは、これは無理なんでしょうか、わからないでしょうか。

小澤住宅課長

なかなかその辺の推移は難しいんですが。長野県には19市ございますけれども、市の単位で申し上げますと、公営住宅の全体の数、市町村も含めてです、公営住宅の数を世帯数で割った資料がございますが。それでいきますと、一番公営住宅の割合が多いのが7.24%で、市長さんお見えなんです、須坂市さんなんです。上田市はちなみに6番目で5.33%と。平均でいきますと4.75%ということで。上田市さん、全体でも若干世帯の割には多いのかなということになっております。人口割でいっても、同じく6番目という形になっております。

平松委員

それから類推せざるを得ないということですね。

福田委員長

ほかにございますか。

石澤委員

心配なのは、あと利用はどうするんですか。

小澤住宅課長

まだきちんと決まらないので、今のところあれなんです。公共事業でも活用できるものがあれば、優先的に活用させていただいて、そういうものでなくて、特に必要がないということであれば、処分をして、お金でほかのものを建てたせていただくといったようなことになろうかなとは思っていますが、まだ決まっておりません。

石澤委員

まだ決まっていないわけですね。こういう場合どうなんです、5億7,300万円が浮いたと。だけでもこの用途も、住宅を撤廃するのに2,500万円かかったと、新しいものをつくるのにこれだけかかりますというのはいらないんですか。今、計画がないから難しいのかもしれないけれども、そこは大丈夫なんですか。

小澤住宅課長

ですので、県営住宅と言いますか、公営住宅としての利用は多分ないだろうかなというふうに思っていますが。ただ、民間の個人住宅や何かで活用していただくということは、もしかしてあるのであれば、そういう方向にも行くかなというふうに思っています。

岡本委員

その点は、要するに何に引き当てるかは、今後住宅部、あるいは県全体で考えるということではないですか。

小澤住宅課長

ですので、そういうことでございまして。今のところまだ決まっていないということです。

石澤委員

そうすると、これは県有地ですよ。そうすると売却もあり得るという・・・

小澤住宅課長

あり得るということです。

石澤委員

そうですか。

福田委員長

ほかにございますか。

保母委員

一つ、すみません。4 - 4 ページの上の方ですけれども、先ほどもちょっと出た質問に関係していますけれども。将来的にどれくらいこの公営住宅、県営住宅が必要かという問題ですけれども。これはすぐ数字を出してほしいということを行っているわけではないですけれども、今、4%だから将来4%としてこうこうという計算が上に書いてありますよね。果たしてこういう見方でいいのかどうかというところは、いや、専門家がこの委員の中におられればですけれども、なかなか難しい点がありまして。この下の方の3項目の県営住宅の役割の中でいくと、例えば高齢者、これ非常に増えてくるだろうと。あるいは、母子家庭、母子、父子両方入るかもしれませんけれども、こういうのも増えてくる傾向としてはこの間ずっとあったわけですよ。ということを考えてみると、将来的にどれくらいかということは、これは、いや今回この見直しをするために前提条件として、計算がほしいということを行っているのではないんですけれども。将来的に上田市圏域、あるいは全県域の中で公共的な住宅をどうするかということは、やはり別途、検討は必要だろうということだけは言うておきたいと思います。

福田委員長

公共的な住宅の管理、これはお示しするように資料請求ということではないですか。

保母委員

ではなくて、いや、それをすぐと言っても難しいでしょう。あまりすぐやると、これに合わせた形の数字が出てきても、そうはならないでしょうけれども、それはまずいし。

かなり高齢化してきた場合に、もう一方では民間の空家も出てきますよね、周辺部で。こういうものと、公共的に新しくつくっていくものの整備していくものを、これは全体としてどうしていくのかという問題と、それから特に長野県は豊かなところかもしれませんが、今、格差が広がっていますよね。この中で、公共的な住宅を必要とする人口が増えるかもしれないんです。だからそのあたりのところは、まだこの数字でピタッと説明し切って、はいこれで終わり、と、こういうふうにいけるかどうか、もうちょっと幅があってもいいかなという感じで、一言だけです。

福田委員長

将来的な県の住宅施策、すごく大きな視点で、もし民間とかの住宅も含めて資料があればご提示いただけたらと思います。

保母委員

これはこれでいいと思いますけれども。

三木委員

参考までに、住宅のマスタープランというのはあるんですよね。そこを討論された方がいいと思いますけれども。

小澤住宅課長

ただ、今、将来的には建物のことなので、42年という非常に長いスパンのこ

とをここで数字を出させていただいているものですから、非常に不安であるという部分があるのではないかと思います。

実際には、県営住宅、公営住宅の建設につきましては、ほぼ5年計画という形で計画を今までつくってやってきておりました。その5年計画が、住生活基本計画ということで今年の3月につくらせていただいております。

その中の数字と今回、別所団地のことについては、それを加味した上で数字が入っているという状況でございますので。傾向のようなものにつきましては、また別途お渡しできるかと思いますので、よろしく願いいたします。

福田委員長

ではまた別途ということをお願いいたします。それですと、随分長くなってきましたので、一応ここで審議を打ち切ります。現地調査に行く中で、また資料を追加で出していただくとまた変わってくると思います。とりあえず追加のご質問とか、資料の請求等がございましたら、8月31日、今月末ぐらいまでに事務局の方が、私の方に出していただくことをお願いいたします。

それで、今後現地調査等について、今後の進め方について、事務局の方をお願いいたします。

事務局（手塚技術管理室長）

次第の下に資料 - 3 という A 4 の資料がございますので、ごらん下さい。

現地 4 カ所でございますが、長野上田方面が 3 カ所、それとあと飯田市と、1 カ所飛んでおりますので、長野上田方面と飯田市の 2 コースに分けて予定したいと考えております。詳細につきましては、今後、各委員さんと日程調整をさせていただきますので、その上でご通知したいと思います。よろしく願いします。

福田委員長

わかりました。また日程調整等、2 コースに分けて行うということで、お願いいたします。

ここで10分ぐらい、10分休憩をとりまして、次第になります。ちょっと長引

いて申しわけございません。浅川について、この4事業の中に入らなかった、この委員会にちょっとかかっていない理由等などについて、また県の方から説明があるということなので、10分長いですが、遅くなりましたが。

岡本委員

私は5時で帰らなければいけないので、なるべく短くしていただきたい。

福田委員長

では続けてやってしまいますか。

岡本委員

私はそれで結構です。

福田委員長

では続けてやってしまいます。ではお願いいたします。

岡本委員

その前に現地調査の調整なんですが、9月の予定なるべく早くそちらからいただければ我々も対応できるので、早急にやっていただきたいと思います。

事務局（手塚技術管理室長）

できるだけ早急に調整させていただきたいと思います。

5．浅川ダムについて

事務局（赤羽主任専門指導員）

それでは時間も押しているということで、引き続きやらせていただきたいと思います。これから浅川ダムにつきまして、資料を配付しますのでよろしくお願いいたします。

事務局（手塚技術管理室長）

浅川ダムに関しましては、昨年度の評価監視委員会においてご意見が出され、また本年度も内山、田口、塩原各委員よりご意見を文書等でいただき、その文書については、各委員に写しを送付したところです。

まず始めに、これまでの経過について、河川課よりご説明いたします。それと経過に引き続いて、河川整備計画案まで一緒にご説明させていただきたいと思っております。

小平河川課長

河川課長の小平重人でございます。よろしくお願いたします。

それでは、浅川治水対策の主な経過と書いてあります、A4のペーパーをごらんいただきたいと思います。浅川治水対策の主な経過について、要点をお話させていただきます。

昭和46年から浅川ダムの予備調査に入りました。昭和52年6月23日に、計画高水流量350立方メートル毎秒、基本高水毎秒450立方メートル、ダムカット量毎秒100立方メートル及び河道計画について建設省の了承を受け、河川改修工事を開始しました。昭和60年4月5日に、浅川ダムの建設採択をいただいております。平成12年9月19日に、県議会承認によりダム本体工事の契約を締結いたしました。平成13年2月20日、田中前知事が「脱ダム宣言」を発表しました。平成13年6月25日、第1回長野県治水・利水ダム等検討委員会が開催されました。平成14年6月7日、長野県治水・利水ダム等検討委員会が答申を提出しております。既往最大流量相当と推定される昭和34年降雨パターンから、流出解析によって算出された毎秒330立方メートルを千曲川合流点の基本高水流量と想定して、ダムを建設することなく、河川改修のみにより対応する。平成14年6月25日に、県議会におきまして、「浅川・砥川に関する治水・利水の枠組み」を提示しました。100分の1確率の基本高水流量、毎秒450立方メートルを当面の治水対策の目標とし、河川改修により50分の1確率の流量（基本高水流量の約8割に相当）への対応を行い、優先して実施する。また、残る約2割の流量への対応は流域対策で対応を行う。これとは別に、浅川固有の課題である内水対策についても検討を行い、実施可能な対策を講ずる。平成14年9月25日、浅

川ダム本体工事の契約解除を建設共同企業体に通知いたしました。次のページをお願いいたします。

平成15年8月9日に、第1回浅川流域協議会が開催され、出席者は62名でした。平成15年12月1日に、浅川流域協議会、第8回が意見書を提出しました。平成15年12月17日、長野県公共事業評価監視委員会が「浅川ダムは、県案のとおり事業を中止されたい」との意見書を提出しました。県案と言いますのは、「長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、ダムによらない治水・利水対策を策定して、現行事業を中止。河川改修につきましては、新たな県案（計画変更）を作成し、評価監視委員会で審議することを前提に事業を進められたい」というものです。平成16年9月27日に、浅川流域協議会、第10回に「浅川の流出解析の概要」を説明いたしました。定量化が可能な施設を配置し、治水安全度100分の1、基本高水流量、毎秒450立方メートルを満足する治水対策案（河道内遊水地を含みます）が、これを提示しました。平成17年11月22日、「浅川の河川整備計画に関する基本的な考え方」を決定いたしました。河川改修、ため池、壇田・田子遊水地により上流30分の1、下流60分の1の治水安全度を確保するというものでございます。平成18年11月18日に、「浅川に関して流域の皆様のご意見をお聞きする会」（下流地区）を開催し、出席者は約200名でした。次のページをお願いいたします。

平成19年2月8日に、「浅川の治水対策、河川整備計画」の方針を公表しました。目標とする治水安全度100分の1、基本高水流量、毎秒450立法メートルを踏襲し、確実性・経済性・効率性に優れ、自然と調和する最善の治水対策として、「治水専用ダム」と「河川改修」を組み合わせた対策を進める。また下流部の内水対策として、浅川排水機場の増強を河川整備計画に位置づけるほか、従来の流域対策に加え、上流域の既存のため池の治水利用も進める。平成19年4月18日に、「信濃川水系 長野圏域河川整備計画（浅川）の原案」を発表いたしました。次のページをごらんください。

法定手続の経過でございます。河川整備計画原案が平成19年4月18日に公表しまして、県の関係機関、長野市役所及び関係支所、小布施町、長野県ホームページにて公表いたしました。河川整備計画原案に関する説明会は、第1回が平成19年4月24日に浅川公民館で73名の出席がございました。第2回は4月25

日に豊野老人福祉センターで行われ、出席者は75名でした。住民からの意見聴取の場としての公聴会でございますが、第1回は平成19年5月18日に浅川公民館で、第2回は5月16日に豊野老人福祉センター、第3回は5月20日に浅川公民館で、公述の申し出者104名中、94名の方が公述をなさいました。

学識経験者からの意見聴取でございます。第1回会議が平成19年5月9日に原案説明及び現地視察を実施いたしました。5月9日から5月末にかけて、各学識経験者からの意見を募集しまして、第2回会議を6月6日に、各学識経験者の意見について行いました。第3回会議は6月12日に、治水専用ダムの安全性についてと、意見のとりまとめを行いました。

長野市長、小布施町長からの意見聴取は、平成19年6月20日、「河川整備計画の案」を公表し、同日に長野市長、小布施町長に「河川整備計画の案」を説明し、意見書の提出を要請いたしました。平成19年6月26日に、長野市長、小布施町長から意見書が出されました。

前へ戻っていただきまして、平成19年7月9日に、信濃川水系長野圏域河川整備計画（浅川）を国に認可申請をいたしました。河川整備計画を認可を確認した上で、平成20年4月に補助申請を行う予定であります。

続きまして、信濃川水系長野圏域河川整備計画（浅川）についてご説明いたします。1枚めくっていただきまして、本河川整備計画は、信濃川水系長野圏域のうち浅川についてのみ記載するものであります。なお、同圏域内の浅川以外の河川については、現在、調査・検討中であり、今後すみやかに河川整備計画を策定するものであります。

長野圏域の位置につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。長野県の北部に位置しておりまして、長野圏域と赤く囲まれた区域でございます。戻っていただきまして1ページをめくっていただきますと目次になります。河川整備計画は、第1章から第4章までの4章から成り立っております。1ページをお願いいたします。

第1章、河川の現況でございます。第1節、流域及び河川の概要では、流域の現況や流域にある長野市の歴史、産業、文化や土地利用、気象、地勢、予想される被害等について記載しております。4ページをお願いいたします。

第2節、河川整備の現状と課題であります。ここでは河川法の目的に沿って

治水・利水・環境について記載しております。治水に関する現状と課題では、治水対策として、昭和52年にダムによる洪水調節を目的とした河川改修を開始し、千曲川合流点から10.0キロメートルの区間について、おおむね護岸整備が完成している現状であります。課題としましては、浅川上流部のダムが未整備であるため、全区間におきまして、所定の治水安全度が確保されておらず、また過去の外水対策、内水対策の両面から治水対策が求められていることを記載しております。

5ページをお願いします。5ページでは、利水に関する現状を示しております。過去から上流域にため池が築造され、農業用水確保のための努力が行われてきたこともあり、近年、渇水による深刻な被害は発生しておりません。3の河川環境に関する現状と課題であります。水質につきましては、過去は浅川は住宅地を流れる川であるがゆえ、汚濁の激しい川でございました。近年の公共下水道整備による下水道の普及により、水質の改善が進んでいることを、BOD値の経年変化を用いて示しております。6ページをお願いいたします。(2)の動植物について記載しております。動物は人間居住区と野生動物との生活圏が重なっていること、植生は植林地が大部分を占め、広葉樹の二次林が比較的少ないことを記載しております。

7ページをお願いいたします。第2章では、河川整備計画の目標に関する事項を記載しております。上から4行目にありますように、本整備計画は流域の社会情勢の変化、自然状況・河川状況の変化、地域の意向等を適切に反映できるよう適宜見直しを行うものとするとしております。河川整備計画の対象区間は、1級河川の上流端から千曲川合流点までの河川延長17.004キロメートルであります。河川整備計画の計画対象期間でございますけれども、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が、一連の効果を発現するまでの期間として、今後20年間としております。洪水等による災害の発生の防止、または軽減に関する目標でございます。外水対策としましては、沿川の人口や資産の集積状況、流域内の土地利用の状況、災害発生時の社会的影響、他河川の改修規模とのバランスを考慮しまして、100年に1回程度の確率で発生すると予想される降雨により生じる洪水、千曲川合流点で1秒間につき450立方メートルを安全に流下させることのできる治水安全度を確保し、家屋等への浸水被害を防

止することを目標としております。内水対策は、既往最大被害となりました昭和58年9月の同規模の洪水に対しまして、一部地形的に低い箇所を除き、おおむね床上浸水被害を防止することを目標としております。

8ページをお願いいたします。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標であります。河川の利用につきましては、関係住民や自治体等と連携を図りながら、適正な利用に努めることとしております。流水の正常な機能の維持に関しましては、引き続きデータの蓄積に努めて、今後さらに検討を行うこととしております。河川環境の整備と保全に関する目標でございますが、河川環境については、動植物の良好な生息環境、生育環境の保全・復元を念頭に河川工事、維持工事を実施する。市街地内を流下する河川であることに配慮しまして、必要な箇所におきましては、河川内へのアプローチが可能となるよう、親水性に考慮した改修工法を実施するとしております。

次のページ、9ページをお願いいたします。第3章では、河川の整備の実施に関する事項です。目標に対して具体的な実施内容でございます。第1節、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施工により設置される河川管理施設の機能の概要であります。河川工事の目的でありますけれども、外水対策は、先ほど言いましたように、100年に1回程度の確率で発生されると予想される洪水、千曲川合流点で毎秒450立方メートルでございますけれども、これに対しまして、確実性、経済性、効率性にすぐれ、自然と調和した治水対策として、治水専用ダムによる洪水調整、河床掘削等の河川改修による河積拡大によりまして、洪水氾濫から家屋等への浸水を防止し、資産を守ることであります。内水対策につきましては、既往の最大被害となりました台風10号と同規模の洪水に対しまして、排水機場の整備を行い、一部地形的に低い部分を除きまして、下流域において、おおむね床上浸水被害を防止するものであります。

2の施行の場所及び整備の内容であります。11ページの平面図とあわせてごらんください。外水対策としての河川改修でございますけれども、平面図の右側になります千曲川の合流点から新田川合流点上流までの、約7.2キロメートル区間、並びに図面の左側の赤い線でございますが、県道他力橋から県道宇木大橋までの約2.2キロメートルの区間であります。河川整備の種類は、河床掘削、

根継工、護岸工でございます。浅川ダム（治水専用ダム）は、図面の左側の丸で囲った部分にあります。場所は千曲川合流点より上流約14キロメートル、長野市の一ノ瀬地区であります。形式は重力式コンクリートダムで、堤高が53メートル、長さが165メートル、総貯水量は約110万立法メートルであります。

次のページをお願いします。目的でありますけれども、洪水調節、ダム地点への流入量毎秒130立方メートルのうち、毎秒100立方メートルの洪水調節を行い、下流域での洪水被害を防止するものであります。内水対策につきましては、排水機場の整備です。平面図の右側の千曲川合流点にあります。場所は千曲川合流点の直上であります。河川整備の種類は、浅川の排水機場の整備であります。

12ページは縦断面図です。13ページをお願いいたします。河川改修区間の標準的な横断面図です。現在の川底を掘り下げることにより、必要となる護岸の根継工が主であり、改修に当たりましては、自生する動植物は河積を侵さない範囲で極力残す。河床掘削後、発生した自然石を活用して、根固工を実施することが主な内容であります。

14ページをお願いいたします。浅川の治水専用ダムの概要であります。上の平面図で浅川ダムは黒く塗りつぶしてあります。黒枠の線は、洪水時の湛水区域になります。下の図は、上流から下流を見たものであります。現在の川底付近に常用洪水吐を設けるため、常時は水をためない構造となっております。

次のページをお願いいたします。第2節では、河川の維持の目的、種類及び施行の場所について記載してあります。河川管理施設の維持や流下能力を確保するため、必要な箇所においては、護岸の修繕や河床掘削、流木の除去等を行い、正常な河川機能の維持に努めるものであります。また地域住民との連携を図りながら、河川の適正な維持管理を行うことをしております。さらに河川愛護活動を支援することにより、住民参加による河川環境の保全を推進することを記載しております。

最後のページ、16ページをお願いいたします。第4章、河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項であります。第1節、河川情報の提供に関する事項では、雨量・水位情報を収集して、長野市をはじめ関係機関に提供することにより、水防活動等や必要な対策への支援を迅速に行うこと、長野市

と連携して洪水ハザードマップを住民に周知し、水害発生時の迅速な避難行動を支援することなどを記載しております。

第2節としまして、地域や関係機関との連携等に関する事項であります。水防活動への支援、あるいは開発行為に伴う流出量の低減について記載し、3の流域住民との連携については、下から5行目以降で、また、上流域の農業用ため池（大池・猫又池）に関しては、現所有者である土地改良区の協力のもと、容量の一部を活用した流出抑制を実施する。さらに、下流域の一部の低地に対する対応や千曲川本川の排水規制時の対応など、内水対策については、遊水地の設置をはじめとする各種の対策を視野に入れながら、土地利用のあり方などの多角的な観点から地域住民と連携して検討を進め、さらなる安全度の向上を目指すとしております。

以上で、河川整備計画並びに浅川ダム の経過につきまして、説明を終わらせていただきます。

事務局（手塚技術管理室長）

続きまして、委員の方からいろいろなご意見をいただいておりますので、浅川ダム事業と監視委員会との関係について、県の考えをご説明させていただきたいと思っております。

まずお手元の国土交通省所管公共事業の再評価実施要領をごらんいただきたいと思っております。平成10年度より国の要請を受けて実施しております県の再評価は、国の要領に基づき、県が要領、要綱を別に定めて行っているところでございます。

国の要領の1ページですが、第2、再評価の対象とする事業の範囲というところに、(3)として補助事業等がございます。それと5ページを見ていただきたいんですが、(4)といたしまして、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続が行われたものとして位置づけるものとするということになってございます。

浅川の河川整備計画につきましては、先ほどの経過で説明いたしましたように、河川法に基づいて進めてきておりまして、学識者による審議も経て、計画

が策定されてきております。このことから、この国の要領にもございますように、そういう手続きを経てきたことから再評価が行われたものと、県としても考えているところでございます。

なおこの件に関しましては、本年6月の県議会の土木住宅委員会においても2名の議員さんからご質問がございまして、同様の県の考えを答弁させていただいております。その際、議員さんより、補助申請する前に評価監視委員会に説明するようにとのご意見をいただいております。また昨年度の1月30日の評価監視委員会におきましても、いろいろなご意見がある中で、最後に土木部長より、「補助を受ける前にご説明させていただきます」と発言していることもございまして、今回、浅川ダムに関する経過及び河川整備計画について、ご説明、報告させていただきました。

監視委員会については、県としてはこういう形でお願いしたいと思っております。以上です。

事務局（赤羽主任専門指導員）

ただいま浅川ダムにつきまして、県から説明をいたしました。この説明に関しまして、何かご質疑等ございましたら、お話し願いたいと思います。

岡本委員

委員長、ちょっと私、申しわけないんですが早引けしますので、1点だけ。手続論に関しては、多分、皆さん方から後ほどご異論あると思うので、1点だけ確認させていただきたいことは、これは穴あきダムになっていますね。

小平河川課長

浅川の治水専用ダムは、俗に言う穴あきダムでございます。

岡本委員

ご承知だと思うんですけども、穴あきダムというのは、小さな洪水が入ってきたところからもうたまり始めて、大きな肝心な一番大きいのが来たときには、大抵もうあまり容量が残っていないという点で、いつも国土交通省もなる

べくゲートにしてという、少なくとも大きなダムについてはそういうことをやるんですが。

この議論の中で、学識経験者の中から穴あきダムではなくて、いわゆる可動ゲートをつけた堰をつけたそういうダムにせよというご意見はなかったんでしょうか、事実の確認だけです。

小平河川課長

ちょっとお待ちください。

岡本委員

もちろん事業費がかさみますから、その点はもちろん承知した上で、そういう議論があったかどうかだけ。

小平河川課長

そのような議論はございませんでした。

岡本委員

どうもありがとうございました。

塩原委員

質問はいいですか。今の土木部のご説明ではあれですか、国の再評価実施要領の5ページの(4)の項目に該当するので、再評価監視委員会で論議する必要はないという、そういう説明ですか。

事務局(手塚技術管理室長)

国の規定には、そういうことで書いてございまして、県もこれを準用したいというふうに考えているところでございます。

塩原委員

一つ、ご質問いたしますけれども、それに関して。先ほど主要経過、述べて

いただきました、おしまいの方に、学識経験者から意見を聴取したとありますね。4ページですか、これに該当するとしたということですか。

事務局（手塚技術管理室長）

河川整備計画の手續の中のその部分でございます。

塩原委員

国の5ページの(4)の規定は、「河川事業、ダム事業については、河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て」とありますね、これは委員会ですか。ここで言われている委員会に該当するのでしょうか、これは。そうだとすれば、委員会の、どういう委員会の名称か、それから委員長はどなたか、それからどういう審議がされたかという議事録とか、そういうものが整理されて初めて学識経験者、ここで言う委員会等の審議というのに該当すると思うんですね。ところがこの県が行った学識経験者からの意見聴取は、こういう正式な委員会というふうには私は認められないと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

事務局（手塚技術管理室長）

国の規定では、「委員会等」となっておりますので、委員会という名のつくものでなければいけないということを縛っているわけではございません。

塩原委員

委員会等というのは、名前が委員会とか審議会とか、例えば河川審議会とか、そういうものがありますね、国土交通省にも。そういう審議会というような名前も含めて十分だという、そういう指定ではないかと思うんですが、この規定は。

ですから、きちんとした委員会、あるいは審議会の組織として機能していないような単なる意見の聴取であれば、これには該当しないと思いますけれども。

小平河川課長

河川法で定めておりますのは、学識者からの意見聴取というのがございます。河川法第16条の2、第3項で規定をしております。

これについては、関係分野からの専門家からの意見を聴取を実施するという
ことで、別に委員会を定めなければいけないということではございません。で
すから、委員会などという表現で、前回、技術管理室長の方から説明させてい
ただきましたけれども、別に委員会でなければいけないという定めはございま
せん。

塩原委員

委員会等と書いてありませんか。

小平河川課長

委員会等と書いてあります。ですから委員会・・・

塩原委員

委員会等での審議ということは、委員会と同等の機能を持っている審議会、
名前は委員会でなくても、例えば審議会でもいいと思うんですが。そういう組
織があるのなら、その審議を経てやりなさいということを行っているわけす
よね、そういうことでしょうか。ただ臨時に専門家を集めてやったというのは、
それはそういう組織に該当しないのではないですか。

小平河川課長

学識経験者からの意見を聴取すると。その中で、先ほど技術管理室の方から
説明しましたのは、委員会等という表現がございました。別に委員会を必ず
しも設けなければいけないという規定はございません。

内山委員

ちょっとおかしいんじゃないですか。

塩原委員

再評価の規定ではなくて、それは。河川整備計画をつくるときには、専門家の意見を聞かなければいけないという項目がありますが、ここは再評価の問題でしょう。ここで言っているのは、違いますか。再評価については、委員会とか審議会とか、そういう正式な組織があれば、そこで審議すれば再評価が行われたものとするという、そういうふうに解釈するものがあります。

事務局（手塚技術管理室長）

そういうことではございません。河川整備計画の手續の中で行われてきました学識経験者からの意見聴取は、この国の要領に言うこれに該当するというところでございます。

塩原委員

いや、これは再評価に関する・・・再評価がされたものと見なすということですか。

事務局（手塚技術管理室長）

そのとおりです。

内山委員

それは、だけどあれでしょう。今の方の事務局の説明は、自分の方のやや拡大解釈のきらいがあるのではないですか。この委員会等というのは、委員会とか、今、意見が出ましたが、委員会とか審議会とか専門委員会とか部会とか、要綱なり、条例なりでつくった、そういうものの組織の意見の審議を経てやると、こういう意味であって。例えば、今度の河川整備計画の学識経験者の意見を聞いたというのは、要綱をつくってやったんですか。

塩原委員

だから正式な委員会ではないですね。

事務局（手塚技術管理室長）

この再評価の国の要領にある委員会等での審議というのは、そういう要綱を設けてやれというところまでは規定していません。今回の県が行った学識者の意見聴取で、これに該当するというふうに解釈しております。

内山委員

規定していないけれども。だから、それは解釈ですよ。あまり身勝手な解釈で、自分の方の解釈だけここで押しつけるのではなくて、ここの委員会で再評価をする。一たん浅川の問題というのは、過去3回ここで事業継続は承認されたのが2回、それから事業の中止を9河川含めて出されて、その中で中止を認めたのが1回という、この評価監視委員会で、少なくとも最低3回論議してきているわけですよ。それがもう一度芽を出して復活して手続をとろうというときに、こういう規定があるからここへはかけなくていいんだと、こういうような解釈を一方向的に押しつけるやり方はおかしいのではないんですか。

三木委員

ちょっとよろしいですか。今、論議されている点なんですけれども。国土交通省の再評価の実施要領に基づいてやっているんですよね。国土交通省の方の解釈は、今のもので聞かれたわけですか、この5ページの(4)について、長野県でやっている方式は、5ページの(4)に該当をするということは、国土交通省の方では認めているんですか。というのは、国土交通省が有権解釈のもとですよ、そういうことですよ。

事務局(手塚技術管理室長)

国へ確認してあります。これでいいということです。

三木委員

それと確認になりますけれども、委員会等の「等」というのは、審議会とか、そういう会でなくても、専門家の意見を聴取することもその「等」の中に含まれるということなんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

はい、そういう国の見解です。

三木委員

わかりました。

塩原委員

国のどなたの見解ですか、文書で説明してください。

内山委員

今、確認してありますと言うけれども、私も今日ちょっと遅刻してきたのは、霞が関へ行って国土交通省へ行っていたんですけれども。今のようなお話は、少なくとも私がお会いした人からは聞いていませんけれども。いつ、どなたに確認されたのか、教えていただけますか。

塩原委員

文書によって示してください。

保母委員

いいですか、今、言われたのと同じですけれども、国の方が解釈を出す場合、文書で回答しますよね。だからそれを配っていただけたらいいのではないですか。

塩原委員

同感です。

小平河川課長

口頭でやっておりますので、文書は残っておりません。

保母委員

いや、そんなことはあり得ないと思います。

内山委員

今、だって確認したと、私が確認したというふうに答えたんだから、いつ、どこで、国土交通省のどなたに確認されたのか、それぐらいは教えてください。

小平河川課長

ちょっとお時間をいただきたいと思います。いつの日までは覚えておりませんので、だれに確認したかまでは。ですけれども、国の見解としては、そういうことでいいという話はいただいております。

福田委員長

私からも質問よろしいですか。これは、この部分で解釈をされて、事を委員会に諮らなくしたという県の事務局側の言い分というのは、そこはそこで理解をしたんですけれども。

私はわからないんですが、8ページと9ページ、これは初めて見ました。そういう解釈があったとしても、再評価としては、事業評価監視委員会というのは設置をすると、そしてその意見を聞いて尊重するとあります。第三者の意見を求める諮問機関としての委員会に設置するものとする。9ページの3番。その役割というのがありまして、その委員会が再評価の実施手続を監視し、とあるんです。そして再評価の実施主体が作成した対応方針についての審議も行うとあるんですが、これはこの委員会ではないんですか。

原土木部長

では説明します。再評価は、先ほど事業の対象として5年、事業着手して5年経過しても着手しないもの、あるいは10年経過したものを評価するというのが、対象がこの監視委員会の役割であります。そういう面で行きますと、新規事業は対象にはならないわけがございます、まず。これは継続事業についてのみが評価監視委員会が行うということがございます。

それで先ほど、継続事業の経過の別紙がございました治水対策の主な経過と

というのがございますが、ここの2ページを見ていただきますと、平成15年12月17日に、公共事業評価監視委員会に県として案を出しまして、浅川ダムについては県案のとおり事業を中止されたいということで、ここで既に事業は中止になっております。ダムについては中止になっております。今回、出しましたのは、これらを踏まえて、さまざまな案も検討した結果の新しい治水のあり方は何なのかということを検討してきたのが、今までさまざまな説明会なり、技術検討委員会なり、それから公聴会等の中で、新しい事業として私どもが計画して説明してきたところです。そういう面からいきましても、評価監視委員会の役割と、これは別のものだというふうに考えております。

そういう面で、国の方の要領も、そのような手続、河川法の手続に基づいてやったものについては、監視委員会が改めて確認をするものではないという、そういう趣旨になっておりますので。評価監視委員会にかける今回の事業は新規の事業、浅川については新規の事業という対象になっております。

補足して言いますと、そういうことで、評価監視委員会の中での、年数が経過したものの対象ではないという、そういうことでございます。

内山委員

ちょっと待ってください。それはおかしいですよ。だって、この新規の事業というけれども、前からの浅川ダム事業の総事業費400億円というものを継続して、その中でいくら残っているのか、それから、しかも浅川ダムというのは、予備調査から始まって、全体計画の認可まで行われてここまで進んできて、それを途中で田中康夫前知事の時代に中止しているわけですね。中止になったからといって、今までの前のものと全然違って新規なんだと。けれども同じダム地点で同じ事業費を使ってやるものが、なぜ全く新しい事業なんですか。

原土木部長

ですから、まずはゼロに戻ったわけですよ。従来の計画がすべてなくなって、そこから新たな治水対策をすべて議論してきたわけです。その中で、当初は流域対策で2割、河川で8割という形が出発ってきて、それが現実のものとならなかった。いろいろな試行錯誤の中で最終的にダムが挙がってききましたけ

れども、さまざまな議論を経てやってきた今回のダムです。ですので、ダムはすべて1回はろはになっているわけです。そこから出発していますので、その議論に対して・・・

塩原委員

いや、ちょっと出発ではなくて、古い流出解析書をそのまま用いているでしょう。

原土木部長

それは・・・

田口委員

ちょっと待ってください。そのことに関して、1月30日の第2回目の委員会の中で、保母委員がそのときに確認しているんですよ。そのときに部長は、「新規にやるのではなくて、継続としてやるから、国の出す前にこの委員会にかけます」という、そういう発言しているんですよ。これは議事録を見ればわかりますけれども。だからあの時点では、新規にはしないという言い方をしていましたね。

原土木部長

もう一度説明しますと、保母委員が言われたのは、長崎のようなかんがい用でやる目的がいろいろ変わったりして、事業名が変わった場合はかけるんですかと言われたので、そういう場合であっても、事業名は本来ならかけないのではないのでしょうかという保母委員の質問でございました。しかしながら、浅川については、今までの経過がありますので、補助事業を申請する前にご説明をいたしますという、そういうところで終わっています。

ですので、私どもは、これは審議ということではなくて、議論ではなくて、私どもは報告をさせていただくということで、その際に委員会は終わっております。それは確認をしていただければおわかりだと思います。

内山委員

ちょっと待ってください。原さん、1月30日の前回の委員会のときに、これは新規の、前のものと違って全然新規の事業だなんて、一言も言っていませんよ。そんな議事録は残っていませんよ。

原土木部長

新規という言葉ではなくて、委員会のなかで、私どもは報告をさせていただきますということで終わっていると思います。

内山委員

補助を上げる段階では、ここへお諮りいたしますというような、そういう言い方ですよ。

事務局（手塚技術管理室長）

部長の発言ですけれども、議事録にもございますが。最初のうちは、補助を上げる前には諮るというような言い方もございますが、最後の方では、補助を受ける際にはご説明すると、説明させていただくという表現をさせていただいております。

保母委員

いやそれは、私はどうも当事者のようで。1月30日のときに、これは新しくですか、そういった事態のときに、それをお諮りするという話が出ましてね。それで、私はそれで了解したんですよ。それを説明するという言葉であれば、おそらくそれは私は了解しなかったですよ、その場で。

というのは、説明というのは、その説明を受けた方が、どのように聞こうと説明はしたらそれで終わりなんです。お諮りするということには、それは合意をそこでつくることが前提になった上での諮るということですからね。それは説明という意味では、私はそのときに引かなかったですよ。それは、いろいろ説明されたんだけど、それは、テープをでは聞かせてください、ここで。いや、議事録ではなくてテープを。そうしたら、いろいろ議論しなく

てもわかりますから。いや、そんな説明しますということでは私は了解しませんよ、そんなことでは。

福田委員長

そうですね。そのときに新規という扱いではなくて、浅川という形で動いた場合は諮るということで、私も聞いたと認識しております。

保母委員

今、言ったようにテープと言いましたのは、当時の模様がそれぞれ委員さん方には出ていますよね。

福田委員長

この委員会に諮ると聞いていて、ですから、そういうことで必ずお願いしますということだったんですね。ですけども、今回これが出てきて、先ほどの6ページの解釈となった。私が思いますのは、当委員会に諮りたくないという趣旨というのは、それは皆さんも委員をしていてわかると思うんですよ。それは脱ダムというか、中止にやったときの委員がいたら、また諮ってもまた同じことが起きる。これ、人間的に考えても分かります。生々しい話になりましたけれども。

私が一番言いたいのは、諮りたくないという意思がもろに出ている。資料-1という中で見ましても、再評価を実施する事業といったときに、5年、10年、15年過ぎた事業以外に、「(5) その他必要と認める事業」というのがあるんです。私が言いたいのは、「その他必要」を認めるのは誰かということなんです。

私はここで審議したいとか、そういうことを言っているのではなくて。この委員会に、それだけの資格があるともまた思っていなかったりもしているんですよ。ただ、説明として足りない。これだけ県民とか、国民的な議論があったものを、必要としないとしてしまう、この考えがとても残念かなと。もう諮りたくないという意思があまりにもはっきりされているんです。

なぜ諮りたくないか、その判断理由を私は聞いていないんです。要するに諮りたくない。これでその判断をしました。判断された根拠はわかりますけれど

も、どうして諮りたくないんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

よろしいですか。諮りたくないということではなくて、先ほどから申し上げていますように、手続きとして、河川法に基づく学識者などから意見をお聞きしておりますので、国の再評価要領では、再評価がなされたものと見なすとなっております。その趣旨は、同一事業に対して、複数の委員会等の学識経験者から意見をお聞きするのは適当ではないと、そういうような考えのもとにこういう要領ができていくわけで、諮りたくないということではなく、手続的には諮る必要がないと考えているんです。ただこれまでの経過もございますので、そこら辺の考えと内容、経過についてのご説明したいということで、今回説明させていただきました。また、県としましては、できるだけ早く説明したいということもございまして、6月県会の前にこの委員会を開催して、ご説明したいということで日程調整させていただきましたが。ご存知のように、委員のみなさんの日程が合わなく、今日になってしまったという次第です。

それともう1点、委員長さんが言われました、再評価を実施する事業の5番目の、「その他必要と認める事業」ということについてでございますが。これはだれが必要と認めるのかというお話がございました。これは、参考資料 - 1 に、県の長野県公共事業再評価実施要領というのがございます。その中の実施事業の第3の(5)その他必要と認める事業というのがございまして、社会的状況の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断される場合には、随時再評価を実施するという項目がございます。これ5年、10年という規定のほかに、社会状況等の変化によって、必要な場合にはやりなさいということで、これは通常の再評価と同じように、5年、10年の規定と同じようなものの中で、手法としましては、県で必要と認め再評価案を作成しまして、委員会で審議をお願いすると、そういうものでございます。

中村委員

町村もそうなんですけれども。何か新しい事業を実施する場合、前例がない場合には、そこには前例がないわけですから、実施するにはやはりそれは県の

要綱や要領に準拠して行っておりますので、これはやはり県とすれば、当然国の要綱に準拠してその中で進めるということは、これ当然のことではないかというふうに私は思いますけれども。

保母委員

ちょっといいでしょうか。釈然としない問題があるんですけれども。そうすると、今までの説明の中にはこういうことがなかったですけれども。今まで2回、3回、この監視委員会にかけてきましたよね、この問題を。そのかけてきたことは誤りであった。あるいは余分なことであったというのが、今の県の判断なんでしょうか。監視委員会には一切かけなくてもよかったのにかけてしまったと、余分なことをしたというのが今のことですか、違いますか。

事務局（手塚技術管理室長）

違います。これまでは河川整備計画という手続は踏んでいなかったわけです。そういう中での、例えば10年以上経過して継続、そういう中の事業としてお諮りしていたと。今回は河川整備計画という手続の中で進めたのが、今回この2月の県の方針決定以降の初めてでございます。

保母委員

ちょっとよくわからなかったんですけれども、どういうことなんでしょうか。

保母委員

このページ5の(4)のこの話ですか。これまでも河川整備計画ではないんですか、今回は。

事務局（手塚技術管理室長）

例えば平成10年とか、そういうときにご審議をお願いしたのは、(2)の事業採択の10年間が経過している事業・・・

保母委員

この(2)ですか。

事務局(手塚技術管理室長)

そうですね。今の3の2というのは、県の再評価実施要領のことですか。この第3の(2)ですね。

三木委員

私が補足するのは変なんですけれども。今、保母委員さんがおっしゃったのは、5ページの(4)の話です。国土交通省所管の公共事業の再評価実施要領の5ページの(4)のお話です。

お話をお聞きしていると、前の再評価の場合には、河川整備計画に乗る前だったということなんです。その辺を説明された方がいいと思いますけれども。

内山委員

いや、前の3回、4回と、この評価監視委員会にかかっているわけです。私なんかは去年の8月からですから、前のものは議事録とか、傍聴で聞いている程度にしか知らないんですが。しかし、この要領で言っている(4)の河川事業、ダム事業については、河川法に基づきというふうに書いていますが、前のものも河川法に基づいた河川事業であったわけです。ただ河川整備計画の計画決定手続の中ではなかったと、それだけの違いなんです。だから前のものも同じ河川法に基づいた全体計画認可とか、いろいろ行われているわけですね。それを5年たってどうだ、10年たってどうだという対象事業として、この評価監視委員会にかけたわけです。だからそういう意味では、全く同じだろうと。

三木委員

それが違うということではないですか。私がお聞きしている限りは、5ページの(4)の場合には、河川整備計画の策定のためかどうかというのが大きなポイントではないかなと、お話をお聞きして思ったんです。

河川事業という大きなくくりでは同じだと思うんですけれども。河川整備計画にのせるかどうかというのが違うのではないかなと思います。その辺はいか

がなんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

そのとおりでございます。

塩原委員

いや、河川整備計画という言葉自体が、新河川法でつくられた言葉ですから。それ以前は公共事業工事実施要領か何か、そういう言葉でしたね、河川整備計画という言葉はなかったですよ。

だからこの言葉は新河川法に基づいてつくられた言葉だから、使われるのは最近だろうと、そういうふうに思いますけれども。前のダム計画にはなかったわけです、こういう言葉は。

事務局（手塚技術管理室長）

先ほどから申し上げているように、河川整備計画の手続で進めたのは今回でございますので。その以前に監視委員会にお諮りしたのは、それ以外の要綱というか、10年間継続中、そういう対象事業としてご審議いただいております。

今回につきましては、河川整備計画の手続の中で学識者のご意見をお聞きしていますので、それが再評価の手続とて、改めて監視委員会の方へはご審議をお願いしないと、そういう考えでございます。

塩原委員

さっきから言っておりますように、そういう審議会等というのは、ちゃんと条例でなくても要綱をつくって、それに基づいてつくられた審議会、もしくは委員会、それで委員長もあり、それから議事録もちゃんと整備されていると、そういう審議会で審議されたものでなければ、これに該当しないというのが我々の意見ですよ。

事務局（手塚技術管理室長）

それは委員さんのご意見だと思いますが、県は先ほど説明した考え方です。

塩原委員

いや、国の見解を求めてください。

内山委員

先ほどその件については、この評価監視委員会にかけなくても再評価が行われたんだというふうなことで、かけなくてもいいんだというようなことで、この(4)のこのことについて、手塚さんは、国土交通省、国の確認をとったと言われたんですけれども、だからどういう確認をとられたのか、どなたに。

事務局(手塚技術管理室長)

先ほどは河川課の方で、そういう話を国として確認をとったというふうに聞いていたものですから、そういう発言をしました。

内山委員

河川課でやったわけですか。

小平河川課長

国とお話する中で、6月ですか、関東地方整備局でお話しました。そのときには、河川調査官、地域河川調整官、それから地域河川課との話の中で、県の考え方をご説明しました。その中で、これでいいだろうというお話はいただきました。

内山委員

私、今日は関東地方整備局へ行っていないんですが、おととい渡辺河川調査官と電話でいろいろお話しています。大分長い電話でお話していますが、そのときに、今のようなお話は聞かなかったんですが、その辺はしっかり確認がとられているんですか。

小平河川課長

私、ちょっと内山さんがどういう話をなさったかちょっとわからないんです

けれども。私たちが関東地方整備局と話す中では、先ほど申しましたように、河川整備計画の中で、学識経験者の意見聴取というのがございます。これは要綱でいう委員会等でいいだろうという話はいただいております。

塩原委員

これ再評価の問題としておっしゃったんですか、この規定の基づく委員会だと、それに見なすというわけですか。

塩原委員

それは確認しますよ。

原土木部長

ええ、確認してください。どうぞ確認してください。

塩原委員

お名前を教えてください。

原土木部長

この(4)を、この文言どおり読んでいただきたいんですよ。河川法に基づいて手続を経た場合、私どもは河川法に基づいて学識経験者の手続を経ましたし、それから住民意見の公聴会なり、いろいろ手続を経ていきます。した場合にはおいては、再評価の手続が行われたものとして位置づけるという、いわゆる再評価をする必要はないということを明確に書いてあるわけですよ、この文言どおり読んでいただくと。そのときに審議委員でどうであれ、こうであれということではなくて、河川法に基づいた手続をやった場合において、これは評価の手続が行われたものとして位置づける。これが国の要領でございますので、これに基づいて、この文言どおり読んでいただければ何ら不思議なところはないうふうなふうに思いますが。

塩原委員

では原さん、これ1月30日の議事録にそう言っていませんよ、あなたは。

原土木部長

それは、私どもすべて、先ほどのように言葉の中で正確に、すべて過不足なくしゃべるといことはなかなかできません。これはやはり正式にその都度必要な・・・・・・・・。

塩原委員

全然違う意味で・・・

原土木部長

必要な段階においてこういうような判断、方向性は示させていただいております。文言を読むと同時に、私ども国の方と確認をしておりますので、これは、確認はまたそちらの方で確認をしていただければと思います。

塩原委員

そうすると、1月30日の時点から変わったということですか、あなたの考えが。

原土木部長

いや、私は報告させていただきましてとっておりますとおり、今回もこれは報告させていただいております。具体的な内容につきまして。必要に位置づけるものですから、本来であれば評価監視委員会に諮る必要はないんだけど、これまでも経過がありますので、案の内容については報告させていただくという、そういう一連の流れであります。

内山委員

原さん、1月30日の議事録を見ますと、こう言っていますよ。「計画が具体的になりまして、補助に耐えられるだけのものになった段階で、監視委員会の方

にかける、そんな形になろうかと思っております」と。こんなようなふうに言っています。ですからそういうようなことを言っているものですから、最後の方で、私は「だから中止になったものが、もう一度頭を持ち上げ浮上してくるとしたら、それは当然、評価監視委員会で改めて対象として中身を審議すべきだろうというのが私の意見です」と言いました。すると福田委員長は、「そうです。そうするというので、決まりました。」というふうに締めくくっているんですよ。だから私たちは、ここへ当然かかるものだと思って、1月30日を終わっているわけですよ。

原土木部長

私の方では、先ほども申しましたとおり、補助を受ける際にはご説明するようになると思いますので、で私の言葉は終わっておるわけですね。ここは内山委員と、いろいろ議論の中で、内山委員とは直接はやってはないんですけども、私の方からはそういう説明をさせていただいております。

福田委員長

時系列的には、この審議というか、やったあとに知事の方でマスコミとかにも発表されたりとかがある中で、これは変わってくるのは必然だろう。

私がこう残念に思うのは、こういった「代わる委員会」とかを持ち出してきて、要するに天秤にかけて公共事業評価委員会じゃないよとかすること。日本全体そうなんですけれども、反対だろうが中止だろうが、いずれ、やり方次第で公共事業が再稼動するというのは、もうずっと日本で繰り返してきている、そこを私はすごい残念に思っているわけですね。ここで諮りたいとか言っているわけではありません。このメンバーでこれだけ重いものを諮り切るだけのことが本当にできるかということもありますから。そういうことも踏まえて、権限というのはここであるかないかということとはまた別としまして、そういったプロセスを残念に思う。どちらの委員会に任せるかを決めるのは、私は、個人的には住民投票に諮るぐらいの重さがあると思っているんですね。住民も50%、50%で分かれるぐらいの大きな問題だとも思っています。そういった状況で、こんな文言の解釈で片づけられてしまうというのがとても残念だなと。

事務局（手塚技術管理室長）

今、委員長さん言われたように、そういう複数の委員会等があれば、ではどっちだというような問題があるので、国の今回の要領ができています。

それで国の要領でも、これは河川整備計画の策定または変更で、そういう手続が行われているときだけなんです。そのあとで、また5年なり10年なり経って再評価の対象になるんですが、それはその時点で、またその委員会で整備計画の見直し等が行われてなければ、監視委員会でお諮りする事項になるわけなんです。

例えば都市計画決定されたものについても、都市計画決定された時点では、都市計画審議会がありますので、評価監視委員会にかけなくていいんですが、それからまた5年、10年の期間が過ぎて、その時点では再評価として監視委員会の方へお諮りすると、そういうものでございまして、今回の河川整備計画の関係につきましても、そういう同じ考えの中で手続的なものが決まっていく話なんです。

保母委員

ちょっとよろしいでしょうか。先ほどの5ページの(4)ですよね。いや、こういったところがあるから、したがって諮らなくてもいいと。その解釈が妥当かどうかという問題は、それは国の方の解釈と国民的な解釈と両方ありまして、やはり国民的にみんなが納得できる解釈でないと、これを書いた人がこのように解釈して意味をつけて書いたんだとかという形だけでいいかどうかという問題は、これはもう30年ぐらい前からさまざまな、例えば私は財政のところは専門ですけども、租税法ですけども、ここでの解釈の中でも、市民的解釈という言葉が当時出ましたけれども、条例や法律を解釈するのは国の権限だと言われていたのを、そうではないという形で、特に東京都のあたりが変えてきたわけですけども。どのようにして長野県民が納得できるような解釈をするのかということをもっと心がけないと。いや逃げ道が、ちょっとあまり表現はよくないですけども、逃げ道がここにあったからといって持ち出すような、そういう雰囲気を与えるようなのではなくて、やはり今まで3回、二転三転しな

がら来たという大きな問題で、おそらく多くの県民の人が関心を持っていると思うんですよね。その県民に真正面からやはりつき合って、そしてこれを進めるにしろ、あるいはやめるにしろ、みんなが納得できるところでいいと思いますけれども、それをやはりやらないと、何か姑息な手段でいつの間にか工事が始まったと、終わったと、いう印象を持たせるべきではないと。これは県としても得策ではないですよ。

あるいはもう一つ、監視委員会のメンバーからすれば、どこで肩透かしを食って、うまく丸められて終わりだなと、何をやっておるんか、お前たちはと。いうので、それも終わる。そういう状況では私はまずいと思うんですよ。やはり今までやってきて、1月30日に、先ほど言われたように、それをここにお諮りするという話だったから、私はそこでやめたんですよ。それを諮るということは、やはり審議して、どういう結論になってもいいですよ、それは。いいと言ったらちょっと無責任ですけども。どういう結論になるかわからないけれども、とにかくやはりここでやってみて、ということをやらないと、それはしっくりしない形で進めるのは、私はいずれにしろ、進めるにしろ、あるいは中止するにしろ、そのやり方はだめだと思います。

原土木部長

よろしいですか。今まで県の中でいろいろな議論をしてきていまして、当然、行政は流域協議会という中で議論、説明をしてきています。住民がみんな入ったレベルの組織です。ここで説明会をやってまいりました。その次にやりましたのが、今度は公聴会。これは、意見が双方向の意見ではなかったんですけども、だれでも参加できる形で公聴会をさせていただいて、それで学識経験者の意見をお聞きして、それを踏まえましてこの6月の県議会にかけまして、私どもがこれを執行することについての是非を問うたわけです。

そういう中で、さまざまなレベルの中で議論をさせていただいてきておりまして、それでそのかける前段においては、当該自治体の首長さんである、長野市長さん、小布施町の町長さん、この方々は当然、議会の意見を踏まえて意見を寄せていただいております。そういう面で、これ以上にどこに議論をするべきなのかという話が、私どもは考えるわけです。それだけいろいろなレベルで

踏まえてやってきて、それでこの意見の中で、ここの評価監視委員会に、最終的にこの評価監視委員会がその決定権を持つのかというふうに思うわけですね。私どもはこれは、その内容については、安全性から、経済性から全て説明をしてきた中で、もう大多数の方がそれに対して賛成をいただいています。

そういう中で、評価監視委員会として私は議論すべきなのかというふうに、基本的には思います。それは要領にある、なしではなくて、それだけの手順を経てきたということをお考えいただければというふうに思います。

内山委員

いや、大多数の方がこういう手続の中で同意してきてもらっていると、これは原部長の方の、やはり河川管理者あるいはダム計画の事業者としての立場からのご意見だろうと思うので。大多数の人が手を挙げて、もろ手を挙げて賛成しているというような進み方をしてきたかというのと、浅川流域協議会なんかを開きますと、半分から半分以上の人が、非常に原案に対して批判的だったわけですよ。公聴会でもほぼ半々でした。それを大多数の人が浅川ダム計画に賛成なんだというふうに、どこからそういうことが出てきてしまうのか、非常に不自然だと思います。

それから、私は、ではその浅川の河川整備計画をなぜここの評価監視委員会にかけてはいけないのか。こういうその規定が、これ、私、知らなかったんですけども、確かにそういうふうに読み取れるような部分があります。これを振りかざして、いや、ここにはかけないんだと、かけたらどうして困るんですか。ここで、この浅川の河川整備計画が進んできているその中身を、経済性の面からも安全性の面からもいろいろな面で、本当に正しく行われていたのかというようなことを含めて、評価監視委員会でそれを意見を言うことがなぜまずいんでしょうか。何か非常にこの評価監視委員会の今の進め方に対して、私は県の進め方が偏見を持っているように思えてしょうがないんですけども、これは私の偏見でしょうか。

原土木部長

いや、私どもでは、評価監視委員会という、役割というのはもう明確にしてございます。その評価監視委員会の役割と、浅川についてはさまざまな段階で議論をしていただけてきていまして、そういう中で市や町の議会も当然その中で意見を反映していただいているわけです。そういうものを踏まえると、大多数という表現がおかしいと言われますけれども、やはり事業を進めるべきだという意見が、今の首長から、それから県の議会から、すべてそういう形で私どもは意見をいただいておりますので、評価監視委員会の役割とこの事業の性格というのを別に考えてみても、かける必要はないというふうに思います。

保母委員

いや、その世論がどう、世論というか、その関係者の動きや意見が今どうかという話とはこれ違うんですよ。監視委員会はいくまで監視委員会ですよ。それは住民が、あるいはその関係自治体が全部この事業をやめろと言うと、あるいは全部進めろと言うと。しかし、監視委員会として、それはおかしいならおかしいというのが監視委員会ですよ。だから世論がどこにあるかというところとは関係ない話です。

今、もうやめるかどうか、議論されておるんじゃないかと思えますけれども。今日の治水対策の主な経過の中で、3ページ目のところの上から4行目ぐらいですか、そのところ、12月6日と2月8日がありますね。この間のところに1月30日の監視委員会をちゃんと入れておいてください。あれは主な経過なんです。

事務局（手塚技術管理室長）

今ご意見がございました、資料の3ページの18年12月6日と19年2月8日の前に19年1月30日の評価監視委員会を入れさせていただきます。要するに2月8日の県の方針決定の前の委員会だったという、日付的な位置づけでも当時はあったわけでございます。評価監視委員会というのは、県の意思決定に当たってご意見をいただいて、それで県の意思を決定するという、そういうものでございます。今回につきましては、先ほどの手続的な面もございしますが、既にいろいろのご意見等をお聞きする中で、今年の7月9日に、県としてもう既に国

へ河川整備計画を認可申請しておりますので、これはもう既に県としての明確な意思が決定された上での認可申請でございます。

そういう意味でも、現時点でいろいろ評価監視委員会の方にご審議をお願いするのはあまりそぐわないかなということもございます。

保母委員

いや、もうあまり長く堂々めぐりをしてもしょうがないですけども。ただ、この監視委員会というそもそもものは、今までの公共事業、日本中どこでもそうですけれども、やはり公共事業が必要かどうかなんていう議論ではなしに、やり方自体が非常に大きな問題点を持っていたんですよ。それをただす上での再評価をして、さらに再評価が行政の職員の中での評価ですので、それが妥当な再評価かどうかということ監視する委員会として、これ、つくられているんですよ。

今の説明で、1月30日、2月8日、それで既に7月9日にここまで認可申請がなされておるといふふうに言われてしまうと、監視委員会としては、この内容の結論としてではなしに、例えばそこまで手続してきても、これ取り下げなさいなら取り下げなさいと、そう言うかどうかは別として、それを判断するのが監視委員会の役割ですよ。行政がここまでやってからあなたたち黙りなさいと、それはだめですよ。今の話は、撤回した方がむしろ無難だと思いますよ、行政として。

事務局（手塚技術管理室長）

評価監視委員会は、あくまでも県の方針を決定するに当たって、ご意見を聞かせていただくという、そういう機関であるというふうに理解しております。

田口委員

ちょっと一言だけ言いたいんですけども、1月30日にあのような答弁をされた段階で、この国土交通省の監修の要領の中で、5ページの(4)という、このことに関しては、県は把握していたんですか、そのときの時点で。私は最初からこの辺のことをわかっていたら、これを使ってちゃんと答弁して説明す

べきなんです。そうすれば、問題はかなり早く解決していたんですよ。だからむしろ結論が先にあって、その結論をどういうふうに導き出すかということでやったから、我々委員に關してもう不信感を抱かせてしまったんです、その辺はすごく私は残念ですね、もしそういうふうを考えているならば、その辺はどうなんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

今のご意見ですけれども、今年の1月30日の段階では、この国の要領というのを県としてしっかり把握してなかったと言わざるを得ないと思います。というのは、2月に入って正式に県の方針を決定しまして、それから動き出しておりますので、その前の段階では、そこまで詰めて考えてなかったというのが実情かなと思っています。

田口委員

もしそういう過程があったならば、国に申請する前に、評価委員会のメンバーに前もって、これこれこうだと通知してからやるべきですよ。そういう過程を一切黙っていて提出してしまっただと。それで時間がたった今になってそういうことを言い出すというのは、これはこの委員会に対する、何て言うんですか、侮辱みたいなものです、私から見れば、不愉快ですよ。

内山委員

2月8日に方針を決定した、実施しますという新聞発表をしました。これは知事が発表しましたけれども、そしてそこからすべての河川整備計画の手続を始めたわけですけれども、ではその方針を決定する実施しますというようなものは、前に浅川ダムが中止になっているわけですから、こういうふうなことの考え方がある、その段階でなぜ評価監視委員会の意見を求めるなり、参考の意見を聞くなりというようなことがとられないで、今、意見が出たように、この7月9日には国土交通省へ認可申請をしてしまっただと。もう事後承諾でここまで行っているんだから、評価監視委員会の人たちはそれ目をつぶってくれというようなことだとすれば、この評価監視委員会というのは、何度も浅川問題を

論議してきたんだけど、カヤの外に置かれて、はいそうですか、ということになってしまわないですか。

原土木部長

先ほども申し上げましたとおり、私どもは、評価監視委員会にかけるべき案件か否かというものと、浅川の治水をどうするかという、この2つは別の問題なんですよね。浅川の治水というものは、平成12年の段階で、既にもうダム計画がなくなった段階でゼロに戻ったわけですよ。それからつくり上げてきて、今の段階に至っている。これは本来は評価監視委員会の範疇ではないんですよ。これは新しいものをつくり上げる過程ですから、それがしかも河川整備計画というものをつくりなさいという河川法の趣旨にのっとりやってくればよろしいので、本来はここは関係ないところですよ、もともとは。たまたまそれを、条文がここにありますがけれども、新たなものをつくり出して、たまたまダムというものができましたけれども、例えば、では河川だけでやりますよとなったときに、ここにかけますか、そんなことはないでしょう。

保母委員

いや、そういう話は世の中では通じないですよ。そんな。

原土木部長

いや、それは拡大解釈ですよ、それは評価監視委員会の機能を。

保母委員

そんな詭弁はだめですよ。世の中通じませんよ。

原土木部長

私どもの方では、評価監視委員会の機能というのは明確にしてあるんですよ。

保母委員

だめですよ、そんなのは。

平松委員

ちょっと待ってくださいね。何か不毛の議論だなという気が非常にするんですが。要は、もうポイントは、浅川というその新たに出てきた計画論の話ですね。それを新規と考えるか、継続案件と考えるかだけの話なんですね。

だからそれで、一理あるのは1回中止になった、それはもうゼロになりましたと。全然違うところから、違う懐から、方向から考えて、一つのものをつくるんだ、それも新規と私は考えていいと思うんですよ。でもそれが、今まで浅川という対象のものに対して、みんな一生懸命考えて議論してきたがゆえに、だから釈然としないというのが実情なんじゃないでしょうか、だと思っんですよ。だからそこで、ちょっとボタンのかけ違いがあるかなという気はするんですが。でもそこで客観的にこの事業評価の監視委員会の位置づけ、役割、目的、何でこんなことをやっているんだろうということを考えると、何をターゲットにするんだということを考えると、これは新規事業を別に扱うものではない。というのが大前提にあって、ではこの監視委員会の位置づけは何なんだろうかということになるんですね。これはやっぱりその不良債権というか、今まで遅々として進まなかったものに対して、議論して、評価するんだという趣旨だと思うんです。だからそこで新規と考えるのか、従来からずっと続いているのかと考えるのかで全く議論が変わってくる。そのボタンのかけ違いじゃないのかなという気は非常にします。

福田委員長

そこが決められないんですね。

原土木部長

それが5ページの(4)がそれを裏づけているんですよ。こういう手続にのっとったものはかける必要はないという、これは根拠になっているわけです。浅川については、本当にさまざまな代替案を議論してきているんです。

中村委員

この問題はいつまで続けても終わらないのでは、委員長。

福田委員長

そうですね。今日はこれ以上続けても平行線ですし、今後続けても平行線な議論だと思います。

原土木部長

今日は報告させていただくということで、ご説明させていただいていますので。これは審議をすべきなのかどうかということは、私どもでは必要ないというふうに判断していますので、委員の皆さんがどういうふうにご判断されるか、あるいはまた提言の中で、公共事業の評価としてどうあるべきなのかという、そういう提言、いわゆる別途の提言というのがございますが、そういう形で当然書き込まれることもあり得るかなとは思いますが。今後こうあるべきだというような形でですね。

福田委員長

こちらで去年まとめたような提言でですよね。だからそこは委員会として、提言としてでもやるのか、やらないかは、議論はしていいということですよ。その辺は皆さんに諮って、今、欠席に方もいらっしゃるので、そこだけではあともう5分ぐらい、どういう形で皆さんはお考えになりますか。

塩原委員

監視委員会の役割というところの3ですね。その他監視委員会が必要と認めたもの、この項目で審議したらいかがでしょうか。

福田委員長

ちょっと意味がわからなかったんですが。

塩原委員

長野県公共事業評価監視委員会設置要領ですね。これの今日いただいた参考資料というの、参考資料 - 2 というやつです。4ページ、その監視委員会

の役割というところの第2条の3です。その他監視委員会が必要と認めたものについて審議を行うと。この項目で審議をしたらどうでしょうか。

事務局（手塚技術管理室長）

今の評価監視委員会設置要綱の第2の3、その他評価監視委員会が必要と認めたものについて審議を行うというこの項目につきましては、以前にも事務局からご説明してございますが、これにつきましては、県といたしましては、市町村の再評価を、この県の監視委員会が市町村のものも引き受けて審議できると、そういうようなものを想定したものであるということで、県では考えております。

福田委員長

ですけれども、お話をお聞きしていて、新しい委員の皆様が入ったということもあって、委員会が、委員の皆さんたちの意見も分かれていると思うんですね。多分県民も分かれています。

でも1度中止になった時も、安全性からも技術面からも必要がない、大丈夫ということであったはずで、そこを無視して中止にするということはないんじゃないか。そういった中でゼロにする。どうして、ではその時点で中止にできたんだらうとかいうことにもなります。

本当に県としても、あと国民としても、この公共事業というか、このプロセスという面では非常に興味があるところなんで。私は逆に、本当にここでこのプロセスというか、この解釈でこうなったということは、やっぱり県民に問う機会ではあると思うんですよ。そこで県民なりいろいろな意見で声があき上がってこない、「もういいよ、県の言ったとおりで」、「政治のやるとおりで」、「行政がやるとおりで」となるようだったら、これはもうこの委員会でどうこう騒いでも仕方がない話かもしれない。そのくらい難しいものと、今回は思っています。

審議するといっても、したくない方もこの委員会の中には間違いなくいらっしゃる。非常に結論は出せないですね、メンバーがかわって新しくなりましたから。どうしていいかちょっとわからないんですが。

保母委員

今までの県の方の説明、事務局のというか、県の方の説明では、要するに1回、浅川ダムの事業については、県としても見直して中止した。監視委員会もその中止でOKしたわけですよ。先ほども話があったようにゼロになったわけですよ。ゼロになって、新しく出てきたのはすべて新計画ですよ、1回、全部終わっていますからね。どんなのが出ても、全く同じ形が出ても新計画です。それは新計画だから監視委員会にかけなくてもいいとなると、監視委員会でいろいろ評価をしたのは、すべて都合の悪いのは新計画で出なければ何でもいけると、それはこの監視委員会を置いた趣旨と違うんですよ。だからそれはだめですよ、先ほどの説明は。

しかも先ほどの主な経過の中の3ページ目の2月8日のところを見ますと、この方針の公表というところの目標とする治水の安全度と高水流量について、これを踏襲しと書いてあるでしょう、やっぱり踏襲なんですよ。もうやめておきましょう、この議論。

福田委員長

では保母先生は、前回、1月30日の時点で、「姿形を変えて、こういうことになることは私は懸念する」ということも言われていたんです。まさにこの姿形を変えということになってしまった。

保母委員

お化けなんかも出てきてはいかんという話をしたんで。

福田委員長

その話は記事録にも残っていると思います。でもこういう形になってしまったということは、こういう密室で行われていても仕方がない。でも、私どもに権限があるかどうかという点も、今はすごく難しい。

事務局（手塚技術管理室長）

今、新計画だからお諮りしないということではなくて、最初に説明しました

ように、河川整備計画の手続で進めてきたのでお諮りしないということでございます。それで、今、保母委員の方から、新規計画についても監視委員会で審議すべきだというお話でございますが。

保母委員

いや、そんなことは言ってないです。これまでのここで議論した内容が、それは別の法律なり、別の事業というのを使って復活した場合、それは全く新しい事業というふうに言えるかということ、この監視委員会での関係で言えば、これは一度中止になり、一定の審議した結論を出した同じ事業だと見ざるを得ないと。それを新規事業ということは、それは言えないということを言ったんですよ。すべての新規事業を全部ここにかけろなんていうことを言ってないですよ。

事務局（手塚技術管理室長）

そうですか、失礼しました。

保母委員

いや、そうですかってそうでしょう。そんなことを言うはずないでしょう。

原土木部長

ですからこの場合はゼロになりましたので、ゼロになった段階から出発していますので、従来のように事業のうち、例えば利水と治水があるうち利水をやめましたから、これは事業が違いますと、そういう・・・

福田委員長

1月30日のときに同じことが出ているんです。利水が治水になろうが、どういう形だろうが、姿形を変えたときに、それでも諮るという形の議論は実はしてあるんです。

原土木部長

ですからそういう治水と利水が、たまたま従来の浅川ダムというのがあって、それでそのうち利水をやめたからこれは事業が違うんですよと、いわゆる多目的ダムと治水ダムの違いですよという、そういうことはしませんということを行っているんです。

事業からいくと、事業名からいくと多目的ダムと、それから治水ダムというのは事業が違うんですよ。そんなことを言っても私どもは同じ内容であれば、これは継続することがあるので、それは説明します。しかしながら、私どもが言っているのは、事業が全部ゼロになってしまっていますよね、今、浅川というものが、全部ゼロになってしまったんですよ。そこから積み上げてきたものですから、だからこれは新規の事業なわけです。

保母委員

ではそれ、どうして踏襲と書いてあるんですか。

原土木部長

これは踏襲というのは、これは基本的な河川の実業じゃないんですよ、これは、計画論なんですよ、450トンというのは。この川をどうするかという計画論なんですよ。それが一番の基本的なところなんですよ。ですからその450トンをもとにして議論をしてきた、ゼロから。その450トンがおかしいよという人も当然いますけれども、450トンを前提にして新しい事業をつくれますよ、そういう事業がこれですよということを今までにずっと議論して説明してきたんです、住民の方には。それから議会もそうです。

ですから、それは保母先生、いろいろな経過というのをちょっと私どもで説明させていただければおわかりになると思うんですよ。まるっきり事業が、基本論は計画の100の1、450トン、これはもう絶対に動かさないということを前提でやっています。それに対して、川だけでやっていいのか、あるいはダムをやめて遊水地でやっていいのか、そういういろいろな議論をしてきたんです。そういう中で最終に上がったのが今の事業でして、これはまるっきり前のものを踏襲、その事業の内容を踏襲したということではないんですよ。前提の計画は踏襲しているけれども、それを生かすための事業というのは新しいものなん

ですよ。

保母委員

いや、違うんですよ。事業の、公共事業の目標というのがあるんですよ。ここでは治水なり、発電なり、さまざまあるんですよ。それをどのように実現するのかというのが、個別の具体事業なんですよ。ここで踏襲されているというのは、その目標そのものですよ。だからそれは形は変わるとしても、この目標を実現するための事業という点では、それが違いますというのは、それは県民の中で納得だれもできませんよ、それは。

原土木部長

それは保母先生のご意見で、とにかく浅川の治水をどうあるべきかということから出発しているんです。

内山委員

前のダム計画も、もう利水が入っていましたが、95%以上、あるいは99%、治水のためのダムだったんですね。それが今回、治水ダムになって、今日のお話を聞けば、前のは中止になってゼロになったから全く新しいんだと。ところが目標となる流量とか、基本高水とか、いろいろなものを全部引きずっているわけですね。それで、浅川のダム事業というのは、総事業費400億円で全体計画の認可まで行って、付替道路もつくってしまっているわけですよ。それで約半分ぐらいの200億円ぐらい残っていると。そうすると、その全体計画の認可を返上して、補助金の、総事業費の使い残しの分はキャンセルして、全く新事業として計画を組んでいくんですか。そういうような腹構えが県の土木部にできているんですか。

原土木部長

何を言われているのかちょっとわからないですね、何を言われているのか。

内山委員

だから今まで・・・

福田委員長

今日は、細かい話でどんどん深くはまってしまっても解決できないので、もう1時間半も超過しているので終わりにしたいと思います。これを審議するか、しないかということよりも、例えば、今、部長さんの言われたように、皆さんの意思で扱うということであれば提言としてでも扱えるわけです。ですから、それでどういう形ででもやれますし、またやらない、審議しないということもありますから。これは、委員の皆様にご諮って決めていきたいと思っています。委員さんに個別にお伺いする形になるのでしょうか。意見はとにかく委員会内でも県民の中でも分かれているという中で、この委員会としてどうしていくかということは、今日は結論が出せません。

原土木部長

また委員長さんと打ち合わせさせていただきます。これは私どもが説明させていただくとおりに、どんな形でこれを評価監視委員会がかかわるかということだと思っております。ですからそれを、かかわるのに当たって、従来からの経過とか、事業の今の内容とか、これらを総合的に判断してもらう必要があると思います。いろいろ難しい点がありますので。

福田委員長

わかります。私も、もう小笠原の空港問題から北海道でも開発局のダムもやりましたし、あと今でも九州で、面積最高級という大きさのダムに、今現在かかわっております。私は公共事業で高速道路もいろいろやってきましたし、すごくわかっているんです。それだけに、これだけ割れるものは非常に難しいと考えているので、簡単に言えないんです。こういうことは説明資料なんかでは判断できません。これは私ども委員会で決める話なのか、それともその(4)にあったそういうところで決めて素通りしてしまう手続論で済む話なのか、だれが決めればいいのか。これは何度も言ってきたんだけど、その部分かなと思っています。

中村委員

委員長、これね、お互いに本当におっしゃりたいことはあると思うんですよ。ただ委員として選ばれた以上、公平にきちんと見なくてはいけないときには、やはり県の再評価実施要領に沿って実施していかなければならないと思うんですよね。だから、今、出ているように、私も行政の立場でそういう事例はいくつもありますけれども、それはいろいろあります。でもそれは要領に沿って審議を行っていくということになれば、おのずから結論は出ると思うんですよね。

私もいろいろ、皆さんの言うことも納得というか、なるほどと思うけれども、結果はやはり国土交通省の要綱に準拠して県として出している以上は、報告は私は受けたものと、今日の委員会の中で受けたと理解したと思っています。

委員長の方であればお任せしますから、ここでやっても、いつまでたってもこの話は進まないと思いますので。

福田委員長

そうですね。

6. 閉 会

事務局（赤羽主任専門指導員）

それでは、今日のところはこれまでとさせていただきます。今後のことはまた、委員長と相談させていただいて、その結果については、皆様方にすべて連絡をさせていただくということにより、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。なお、本日の評価監視委員会の日程決定につきまして、梶山委員より日程の調整のやり方についてご意見をいただきました。どのような考え、プロセスで日程決定したのか、具体的に、今日、梶山委員は欠席でございますけれども、具体的に明らかにしてほしいというご要望をいただきましたので、若干、ほんのわずかですが、けれども説明させていただきます。

委員会には、委員全員の皆様にご出席をさせていただきまして、ご審議いただきたいというふうに、基本的に考えております。できるだけ多くの委員の皆様にご出席いただけるように、例えば本日の委員会につきましては、事前にご都合をお聞きした中で、一番多くの委員の皆様のご都合がつく日を設定させていただきました。今後も引き続き多くの委員の皆様にご出席いただけるように、余裕を持った日程調整に心がけてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

福田委員長

ではあとに現地調査の話もあると思います。今日の最後の話もまたおいおい考えていきたいと思います。2時間近く長引いてしまいましたけれども、どうも申しわけございませんでした。これで終わりにさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。